

東日本大震災からの 農林水産業の復興支援のための取組

平成27年6月
農 林 水 産 省

目次

《①地震・津波災害からの復旧・復興》

・東日本大震災による農林水産関係の被害状況	1	・ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施	24
・東日本大震災からの農林水産業の復旧状況	2	・汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を推進	25
・東日本大震災で発生したがれきの処理状況	5	・農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施	26
・強く、豊かな海岸防災林の再生	6	・農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下	28
・農業者の経営再開を支援	7	・避難指示区域等の除染後農地等の保全管理や作付	
・農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施	8	実証等の営農再開を支援	29
・農地の復旧に合わせた、ほ場の大区画化への取組	9	・被災農家の営農再開を支援	30
・農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携	10	・避難指示区域等における稲の作付再開に向けた取組	
・「仙台いちご」の復活【宮城県亘理町・山元町】	11	を推進	31
・水産加工団地の土地の嵩上げや、高度衛生管理に		・（参考）避難指示区域見直し後の営農再開状況	32
対応した荷さばき所の整備	12	・（参考）産地の取組事例 ～あんぼ柿・トルコギキョウの	
・新たな農林水産業を切拓く先端的技術の大規模実証		出荷再開～	33
の推進	13	・避難指示区域における放れ畜の現状と対策	34
・「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設し、震災前以上		・間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進	
の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援	14	により、林業再生に向けた取組を支援	35
・震災からの復興のため、人的な支援を実施	15	・放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を	
・全国から被災地に技術者を派遣	16	進め、漁業の再生に向けた取組を支援	36
・（参考）震災発生初期には、被災地域で不足していた		・（参考）試験操業海域の変遷	37
食料品や配合飼料、燃料等を被災地に輸送	18	・食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション	38
		・「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売	

《②原子力災害からの復旧・復興》

・原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域の		・円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する	
見直し	19	働きかけ	41
・環境省などと連携し、農地・森林を計画的に除染	20	・原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・	
・農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な		撤廃の動き	42
低下を確認	22	・諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃に向けた	
・避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧	23	働きかけ	43

①地震・津波災害からの 復旧・復興

東日本大震災による農林水産関係の被害状況

MAFF

- 東日本大震災では、農林水産関係全体で約2兆4千億円の被害が発生。
- 阪神・淡路大震災の時の農林水産関係被害の約26倍、新潟県中越地震の約18倍。

<東日本大震災における農林水産関係の被害>

合計 2兆3,841億円

農林業関係被害

特に津波によって、6県(青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に、総計2.1万haに及ぶ農地に被害が発生

被害額合計：1兆1,204億円

農地(18,186箇所)	4,006億円
農業用施設等(17,906箇所) (水路、揚水機、集落排水施設等)	4,408億円
農作物、家畜等	142億円
農業・畜産関係施設等 (農業倉庫、ハウス、畜舎、堆肥舎等)	493億円
林野関係 (林地荒廃、治山施設、林道施設、木材加工流通施設等)	2,155億円

水産業関係被害

全国の漁業生産量の5割を占める7道県(北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県)を中心に大きな被害

被害額合計：1兆2,637億円

漁船(28,612隻)	全国21都道府県の漁船に被害 (岩手宮城福島では約9割が被災)	1,822億円
漁港施設(319漁港)	7道県の漁港の約4割 (岩手宮城福島のほぼ全て)	8,230億円
養殖関係 (うち 養殖施設) (うち 養殖物)		1,335億円 (738億円) (597億円)
共同利用施設(1,725施設)		1,249億円

※ 本表に掲げた被害のほか、民間企業が所有する水産加工施設や製氷冷凍冷蔵施設等に約1,600億円の被害がある(水産加工団体等からの聞き取り)。

※被害額については、原子力災害による額は含まれていない。

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況①

MAFF

- 津波被災農地については、「農業・農村の復興マスタープラン(平成23年8月公表、平成27年7月改正)」に基づき、計画的に復旧事業を進めているところ。
- 平成27年度中に津波被災農地の74%で営農再開が可能となる見込み。

【残された課題】
農地復旧と大区画化の一体的な実施を予定している地区や被害が甚大な地区等の農地について、復旧を推進。

項目	被害状況	進捗状況 (%)					備考
		0	20	40	60	80	
農地 (27年6月末時点)	6県(青森・岩手・宮城・福島・茨城・千葉)の津波被災農地 →21,480ha	74% (約15,920haで営農再開が可能(見込み))					津波被災農地21,480haのうち農地転用が行われたもの(見込みを含む。)が1,270haあり、これを除く復旧対象農地20,210haに対する営農再開が可能と見込まれる農地の割合は79%。
農業経営体 (26年2/1時点)	津波被害のあった農業経営体(東北・関東6県) →約10,100経営体	55% (約5,610経営体が経営再開(※))					経営を再開した約5,610経営体は、農業生産過程の対象作業又はその準備を一部でも再開した経営体を含む。(26年2/1時点)(東北・関東6県)
木材加工流通施設 (27年2月末時点)	津波等被害のあった木材加工流通施設の復旧(国が復旧を支援している施設41箇所)	100% (41箇所で操業再開)					

(※)農業経営体の再開状況等については、被害のあった「農業集落」又は「市町村」を単位として、職員が関係者から被害や復旧の程度(割合)等を聞き取り、農業経営体数(2010年農林業センサス)を用いて推計した。

農地の復旧事例 (仙台市)



【被災状況】

(提供:国土地理院)



【復旧状況】

(提供:仙台市)

合板工場の復旧事例(宮城県石巻市)



【被災状況】



【復旧状況】

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況②

MAFF

- 漁港については、27年度末までに被災した漁港施設の復旧に目途。水産加工施設も約8割で業務再開。
- 養殖施設は約9割(68,457施設/76,193施設)(27年3月末)で、大型定置網は約9割(141ヶ統/144ヶ統)(27年3月末)で復旧。
- 漁業集落防災強化事業(36地区)では、全地区(36地区)で事業費を措置、9割(33地区)で着工、約5割(17地区)で完了(27年3月末)。

【残された課題】

- ・漁港の復旧については、技術者・技能者や資材の不足及びそれらによる労務費や資材価格の上昇等を原因とした入札不調の発生。
- ・操業再開を希望する漁業者への漁船の供給は進んでいるが、本格的な操業再開に向け福島県の漁業者への支援を継続することが必要。
- ・業務を再開した水産加工施設について、震災により失った販路の回復や新規開拓。

項目	被害状況	進捗状況	(%)	備考
漁港 (27年3月末時点)	陸揚げ岸壁の機能回復状況について(319漁港が被災)	65% (208漁港で全延長の陸揚げ機能が回復)	31% (99漁港で部分的に陸揚げ機能が回復)	平成27年度末までに、被災した漁港の全てにおいて、陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)となることを目指す。また、残された防波堤等の早期復旧に取り組む。 被災漁港の96%において陸揚げが可能(部分的に可能な場合を含む。)
漁船 (27年3月末時点)	約2万9千隻の漁船が被災	90% (17,947隻が復旧)	岩手 8,805隻 宮城 6,861隻 福島 340隻	24年度中に、水産基本計画の目標(25年度末までに1万2千隻)は達成。 更に被災地の要望を踏まえ27年度末までに2万隻まで回復を目指す。
加工流通施設	被災3県で被害があった産地市場(34施設)(27年2月末時点)	68%(被災3県) (23施設が業務再開)	岩手: 100%(13施設) 宮城: 100%(9施設) 福島: 8%(1施設)	岩手県及び宮城県の産地市場は、22施設すべてが再開。
	被災3県で被災したものうち、再開を希望する水産加工施設(818施設)(27年3月末時点)	83%(被災3県) (680施設が業務再開)	岩手: 88%(173施設) 宮城: 84%(394施設) 福島: 74%(113施設)	27年度末までに再開希望者全員の施設を復旧・復興することを目指す。

岸壁の復旧事例(岩手県田野畑村:島の越漁港)



【被災状況】



【復旧状況】

水産加工施設の復旧事例(岩手県陸前高田市)



【被災状況】



【復旧状況】

東日本大震災からの農林水産業の復旧状況③

- 主要な排水機場については、約9割で復旧を完了又は実施中。
- 農地海岸については、約8割で復旧を完了又は実施中。
- 農業集落排水施設については、避難指示区域の地区等を除き、おおむね復旧完了又は実施中。

【残された課題】

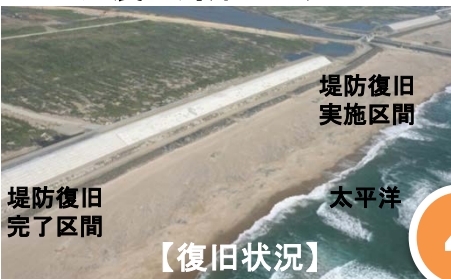
避難指示解除の見込みや除染の工程等を踏まえた、避難指示区域内の排水機場や農地海岸、農業集落排水施設の早期復旧。

項目	被害状況	進捗状況 (%)	備考
主要な排水機場 (27年6月末時点)	復旧が必要な主要な排水機場→98箇所	93% (復旧完了又は実施中:91箇所)	・ 27年6月までに75箇所では本格復旧が完了。
農地海岸 (27年6月末時点)	復旧が必要な農地海岸→127地区	84% (復旧完了又は実施中:107地区)	・ 農地海岸については、おおむね5年での復旧を目指す。 ・ 太平洋に面する直轄代行区間約5.7kmのうち、約9割の堤防復旧が完了(27年6月末)
農業集落排水施設 (27年6月末時点)	被害のあった青森県から長野県までの11県の被災地区数→401地区	96% (復旧完了又は実施中:386地区)	・ 原発事故による避難指示区域内や津波被災地区等を除き、27年6月までに379地区で復旧が完了。

排水機場の復旧事例(仙台東地区)



農地海岸の復旧事例(亘理・山元農地海岸地区)



東日本大震災で発生したがれきの処理状況(農林水産省関係)

MAFF

○ 農地、漁港、定置漁場、養殖漁場について、9割以上でがれきが処理されている。

【残された課題】 定置網漁場、養殖漁場のがれき処理・回収がほぼ終了しているが、水深の深い一部の定置漁場及び養殖漁場に点在している大型のがれきの処理が残っている。

項目	被害状況	進捗状況 (%)	備考
農地	がれきが堆積していた岩手・宮城・福島(避難指示区域を除く)の農地→17,500ha	98% (がれき撤去済み:17,200ha)	平成27年3月末時点
漁港の 航路・泊地	応急工事による航路・泊地のがれき撤去が必要な漁港→232漁港	100% (応急工事実施:232漁港)	平成23年12月末までに 全て完了
定置 漁場	がれきにより漁業活動に支障のある定置漁場→990ヶ所(再流入箇所を含む)	99% (980ヶ所の定置漁場でがれき撤去完了)	平成27年6月末時点
養殖 漁場	がれきにより漁業活動に支障のある養殖漁場→1,106ヶ所(再流入箇所を含む)	97% (1,077ヶ所の養殖漁場でがれき撤去完了)	平成27年6月末時点

農地のがれき撤去事例(岩手県小友地区)



養殖漁場の復旧事例(気仙沼・南三陸地区地区)



(参考) 3県沿岸市町村の災害廃棄物等の処理状況(平成27年3月31日時点)

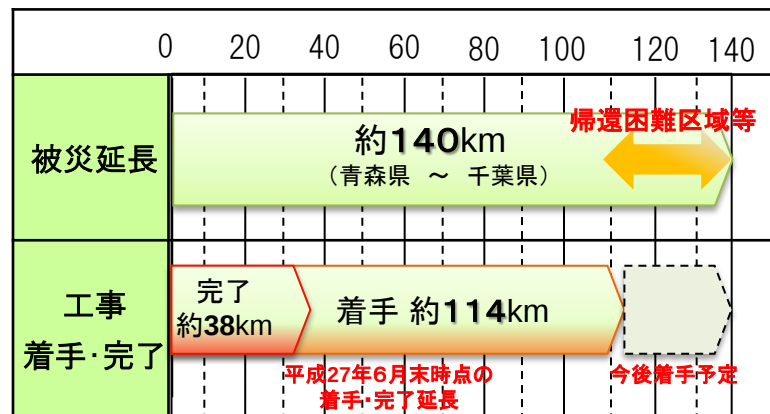
県名	災害廃棄物等推計量(千トン)	災害廃棄物(千トン)			津波堆積物(千トン)		
		推計量	仮置場搬入済量	処理量	推計量	仮置場搬入済量	処理量
岩手県	5,837	4,228	4,228 (100%)	4,228 (100%)	1,609	1,609 (100%)	1,609 (100%)
宮城県	18,692	11,107	11,107 (100%)	11,107 (100%)	7,585	7,563 (100%)	7,563 (100%)
福島県	3,037	1,668	1,654 (99%)	1,570 (94%)	1,338	1,338 (100%)	1,338 (100%)
3県計	27,566	17,003	16,989 (100%)	16,905 (99%)	10,532	10,510 (100%)	10,510 (100%)

- 注: 1 処理量は、破碎・選別等により有価売却、原燃料利用、焼却やセメント焼成、埋立処分等により処理・処分された量。
- 2 福島県は、沿岸市町のうち新地町、相馬市、広野町いわき市及び避難区域を除く南相馬市が該当する。
- 3 仮置場搬入済量、処理量の下段の(%)は、それぞれの推計量に対する割合を示す。
- 4 端数処理の関係で合計値が合わない場合がある。

強く、豊かな海岸防災林の再生

- 青森県～千葉県にわたる海岸防災林(延長計約140km)が被災。林帯やその地盤のほか防潮堤も被災。
- 被災各県において帰還困難区域等を除く箇所について、早期に復旧・再生に着手。復旧・再生に当たっては、
 - ① 安全性が確認された災害廃棄物由来の再生資材を活用して林帯地盤を整備
 - ② 海岸防災林に対する様々な取組事例・提言を踏まえて植栽樹種・方法に関する実証試験に着手
 - ③ 樹木の植栽等はNPO、企業等の協力も得ながら実施
- 林帯地盤の造成を完了した箇所から順次、植栽を行い、平成32年度末までに全体復旧を完了する予定。

◆海岸防災林の復旧・再生の進捗状況について



【残された課題】

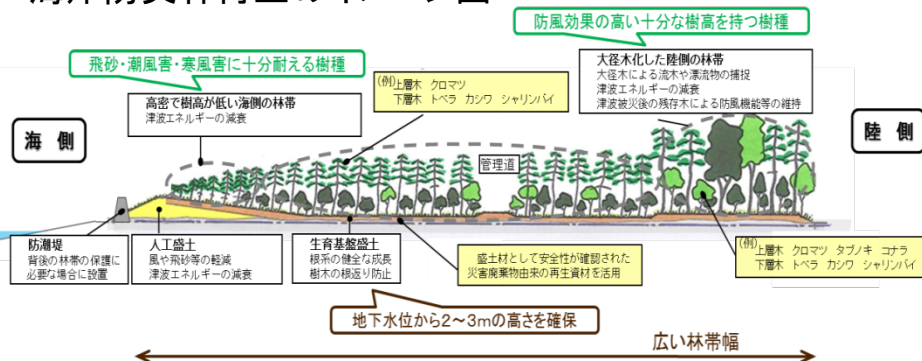
- ・海岸防災林再生の推進に向けた地域の復興計画等との早期の調整。
- ・防災機能の発揮と地域のニーズを踏まえた植栽樹種の選定・植栽。
- ・安定的な苗木の確保。

海岸防災林の復旧・再生の状況(宮城県仙台市)



生育基盤を造成、防風柵を設置し、植栽(宮城県仙台市)

◆海岸防災林再生のイメージ図



農業者の経営再開を支援

- 震災被害農地の経営再開に向けたゴミ除去等の復旧作業のために、その地区内で営農を行う農業者で組織する地域農業復興組合を設立。
- 平成27年度では、8市町村、16組合で取組を実施予定(H26年度:13市町村30組合)。
(平成27年度予算額 420百万円)

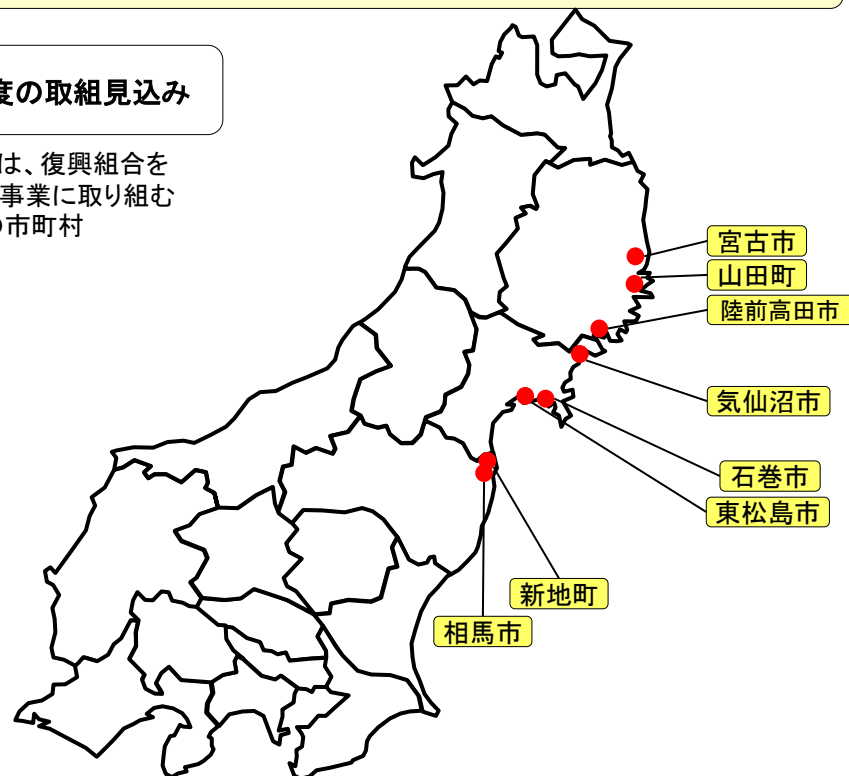
【残された課題】 全ての被災農地の経営再開に向け、引き続き復旧作業に対し支援を実施。

被災農家経営再開支援事業

東日本大震災に係る復旧作業を共同で行う農業者に対して、復興組合等を通じてその活動に応じ経営再開支援金を支払い。

27年度取組見込み

※  は、復興組合を設立し事業に取り組む予定の市町村



水田作物・野菜・果樹支援単価

営農の種類	支援単価(上限)
水田作物	3.5万円/10a
露地野菜(花きを含む)	4.0万円/10a (7.0万円/10a)
施設野菜(花きを含む)	5.0万円/10a (14.0万円/10a)
果樹	4.0万円/10a (9.0万円/10a)

注: 単価の()内は公共事業によらず、自力で施設の撤去等を行う場合

畜産支援単価

家畜の種類	支援単価	家畜の種類	支援単価
乳用牛	29,700円/頭	肉用牛(育成経営)	10,500円～ 13,200円/頭
肉用牛(繁殖経営)	182,200円/頭	豚(繁殖豚)	22,400円/頭
肉用牛(肥育経営)	21,700円～ 59,000円/頭	鶏(採卵鶏)	12,000円/千羽

経営再開に向けた復旧作業(例)



農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施

MAFF

- 土地改良法特例法等に基づき、東日本大震災により被災した農地・農業用施設の直轄災害復旧事業を実施。
- このうち、仙台東地区については、宮城県及び仙台市からの要望に基づき、農業用施設の復旧に加え、除塩、区画整理を含む農地の復旧を国が一貫して実施。

【仙台東】ほ場整備(大区画化)



※大区画化したほ場での営農状況(左:被災後、右:復旧後)

【仙台東】大堀排水路



※津波で護岸が損壊した排水路の復旧が完了(上:被災後、下:復旧後)

【名取川】閑上排水機場



※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧が完了(上:被災後、下:復旧後)

⑦迫川上流
(復旧完了)

⑧河南
(復旧完了)

⑨白河矢吹
(羽鳥ダム)
(復旧完了)

⑩阿武隈川上流
(西郷ダム)
(復旧完了)

⑪芳賀台地
(復旧完了)

①定川
(復旧完了)

⑥迫川上流・
荒砥沢ダム
(復旧完了)

②仙台東

③名取川

④亘理山元

⑤亘理・山元
農地海岸

⑬請戸川

【南相馬】村上第二排水機場



※損壊した建屋及びポンプ設備の復旧が完了

【亘理・山元農地海岸】海岸堤防



※一部、完成した堤防

凡 例

 	直轄特定災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)
 	代行海岸保全施設災害復旧事業実施地区(津波被災地域)
 	福島特別直轄災害復旧事業実施地区(地震被災地域)

※⑫南相馬及び⑬請戸川は避難指示区域内

農地の復旧にあわせた、ほ場の大区画化への取組

○ 直轄事業や復興交付金等の活用により農地の大区画化等に取り組み中。

【残された課題】 地元農家や関係機関の円滑な調整による、計画に沿った大区画化の推進。

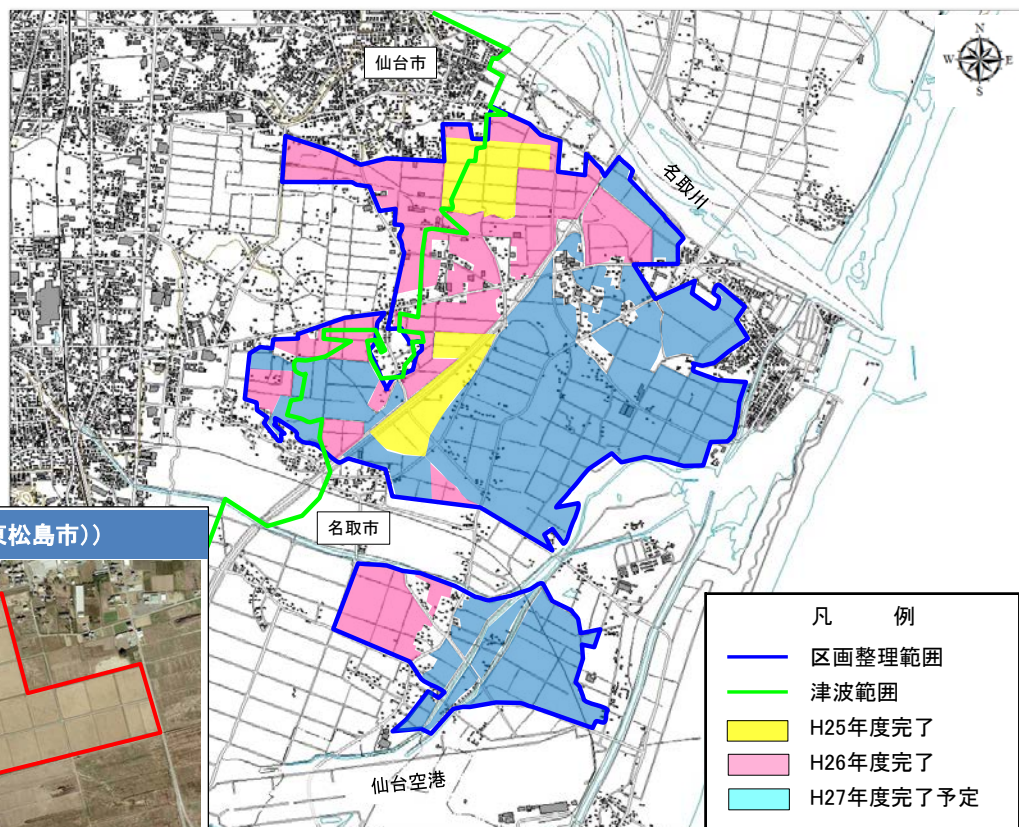
農地の大区画化等の 県別計画面積 (ha)

岩手県	50
宮城県	7,290
福島県	1,650
計	8,990

※法手続き中の地区も含む。
津波被災農地と一体的に整備する農地を含む。
(平成26年12月末現在)

事例：復興交付金(名取地区(仙台市、名取市)) 大区画化整備(予定)図

※ 名取地区(783ha)は、生産性の高い大規模な営農を展開するため、被害が甚大であった農地を中心に大区画化(10～30a→標準区画1ha)に整備する計画。



被災状況



大区画化整備状況



大区画化ほ場での営農状況



参考：復興交付金で大区画化整備したほ場(大曲地区(東松島市))

整備前



整備後



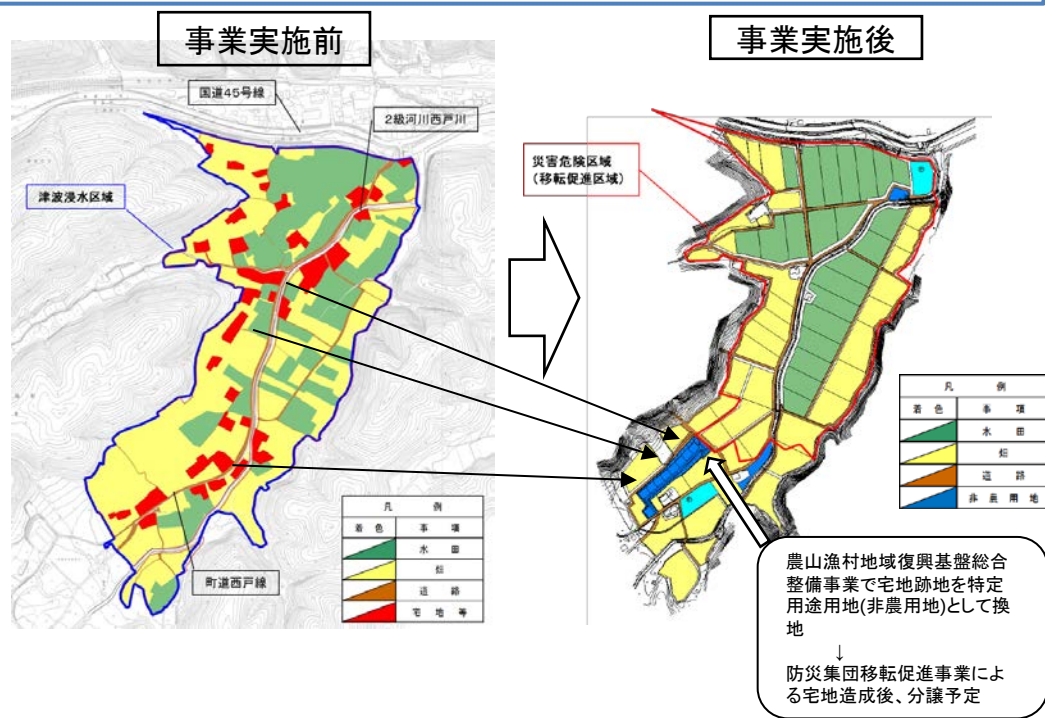
農業農村整備事業と防災集団移転促進事業の連携

MAFF

- 防災集団移転促進事業と連携して農業農村整備事業を実施し、高台への集団移転と併せて、移転跡地を含めた農地整備を行う計画を10市町(16地区)で進めており、このうち14地区で工事を実施中。2地区において工事に向けた調査設計を進めているところ。(平成27年6月現在)

【残された課題】 地域住民の意向を踏まえた、関係機関との連携強化による、事業の円滑な実施。

宮城県南三陸町の南三陸地区(西戸川工区)では、復興交付金を活用して「農地整備事業」と「防災集団移転促進事業」を一体的に実施し、住宅地の移転に必要な用地の創出や、移転跡地を含めた農地整備を行うことにより、事業期間の短縮と、効率的な土地利用を実現。(平成25年度事業着手)



県名	市町村名	地区名
宮城県	南三陸町	南三陸地区
	石巻市	牡鹿地区、大川地区、北上地区
	七ヶ浜町	七ヶ浜地区
	気仙沼市	気仙沼地区
	山元町	磯地区、山元東部地区
	亘理町	亘理地区
	東松島市	西矢本地区
	名取市	名取地区
福島県	岩沼市	岩沼地区
	南相馬市	原町東地区、右田・海老地区 真野地区、八沢地区
2県	10市町	16地区

「仙台いちご」の復活【宮城県亶理町・山元町】

MAFF

- 東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の生産者は壊滅的な被害。
- 平成25年11月より、約40haのいちご団地、選果場を整備し、本格的に営農を再開。

被災状況

- 東日本大震災の津波により、東北一のいちご産地である宮城県亶理町・山元町の実産者は壊滅的な被害を受けた。
 - ・380戸のうち356戸が被災
 - ・96haのうち91haが被災



被災した選果場



被災した園芸施設



位置図

これまでの取組

- ① 平成23年10月までに、阿武隈川沿いの耕作放棄地にパイプハウスを整備し、生産・出荷を実施。
- ② 平成25年8月までに、約40haのいちご団地を整備し、再開。従来の土耕栽培から高設養液栽培に切り替えるとともに、いちご選果場を再整備し、同年11月より本格的に出荷を再開。



阿武隈川沿いパイプハウス



いちご選果場



いちご団地

(写真提供/JAみやぎ亶理)



いちごの出荷

復旧・復興に向けた取組み

水産加工団地の土地の嵩上げや、高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備

MAFF

- 石巻漁港・気仙沼漁港等において水産加工団地の土地の嵩上げや高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備を実施、早期の完成を目指しているところ。

【残された課題】

高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備の着実な実施。

石巻の被災状況

- 防波堤、岸壁、市場施設、水産加工団地等が壊滅。
- 約70cmの地盤沈下により、満潮時には、漁港及び水産加工団地へ海水が流入し、冠水する状況に。

被災・沈下した水産加工団地



水産加工団地の冠水状況



水産加工団地



市場の倒壊、冠水



満潮時の海水流入



これまでの取組

- ① 岸壁・漁港施設用地の一部を嵩上げし、背後の水産加工団地への海水の流入を防止(23年末完了)
- ② 平成24年4月より、岸壁・漁港施設用地の嵩上げと合わせ、背後の水産加工団地の土地の嵩上げ工事を実施、平成26年3月末完成。

復旧・復興に向けた取組み



嵩上げた岸壁と
仮復旧した水産物
卸売市場

現在の取組

高度衛生管理に対応した荷さばき所の整備について、平成25年11月に工事着工し、平成26年8月に一部供用開始。平成27年度早期の完成を目指す。

漁港の高度衛生管理のイメージ



新たな農林水産業を切拓く先端技術の大規模実証の推進

MAFF

○ 官民連携の下、被災地において、成長力のある新たな農林水産業を育成するため、生産・加工等に係る先端技術を駆使した大規模実証研究を、岩手県、宮城県及び福島県で実施。

【残された課題】

既に、これまで実証を行ってきた様々な技術の一部は、再生された農業生産団地などで取り入れられつつあるが、今後はこれら一連の技術の体系化と経営体単位での導入効果の検証を行い、被災地への普及を図る必要。

農業・農村分野

【土地利用型農業や施設園芸農業の経営改善】

- 大型機械を用いた乾田直播や、鉄コーティング種子を用いた湛水直播により、土地利用型農業における育苗の手間や管理面積の制約を克服
(農研機構、宮城県古川農業試験場、富士通(株)ほか)
- イチゴ栽培において、株元(クラウン)温度管理や紫外光蛍光灯照射(病害防除)等の新技術を活用
(農研機構、宮城県農業・園芸総合研究所、イシグロ農材(株)、パナソニック(株)ほか)



乾田直播



鉄コーティング種子
(湛水直播)



株元温度管理



「ミガキイチゴ」ブランドで、百貨店やインターネットで販売

漁業・漁村分野

【水産業・養殖業・水産加工業の高度化】

- ギンザケ養殖を基幹養殖業として復活させるための、安定化・省コスト化生産技術の実証
- 市場競争力の回復によるカキ産業の復興と地域特性を活かしたブランド化による収益増が見込める高品質カキの効率的・安定的生産
- 被災したアワビ種苗生産体制の早期復興に向けた増殖技術の実証
(水産総合研究センター、岩手県水産技術センター、宮城県水産技術総合センターほか)



ギンザケ養殖の省コスト化



高品質カキのブランド化



アワビの増殖技術

多様な被災地の状況を踏まえ、以下の実証研究地域で実施中

農業・農村分野の研究開発：岩手県（7課題）、宮城県（9課題）、福島県（9課題）

漁業・漁村分野の研究開発：岩手県（4課題）、宮城県（7課題）

農業・農村分野及び漁業・漁村分野共通：（1課題）

「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設し、震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援

- 震災からの速やかな復興のため、「がんばる漁業・養殖業支援事業」を創設。
- 震災前以上の収益性の確保を目指す漁業者等の取組を支援。

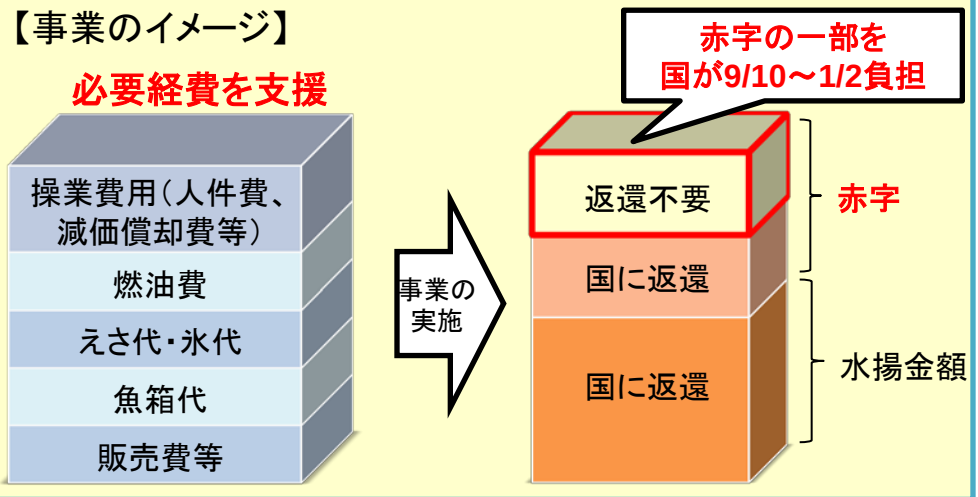
【残された課題】放射性物質による出荷制限・風評被害の影響等により十分な操業・生産ができない地域や陸上施設の復旧の遅れ等により事業当初に見込んでいたほどの生産額の回復が達成されていない地域がある。

【がんばる漁業復興支援事業】

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、震災後の環境に対応し、震災前以上の収益性の確保を目指し、安定的な水産物生産体制の構築に資する事業を行う漁協等に対し、必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】

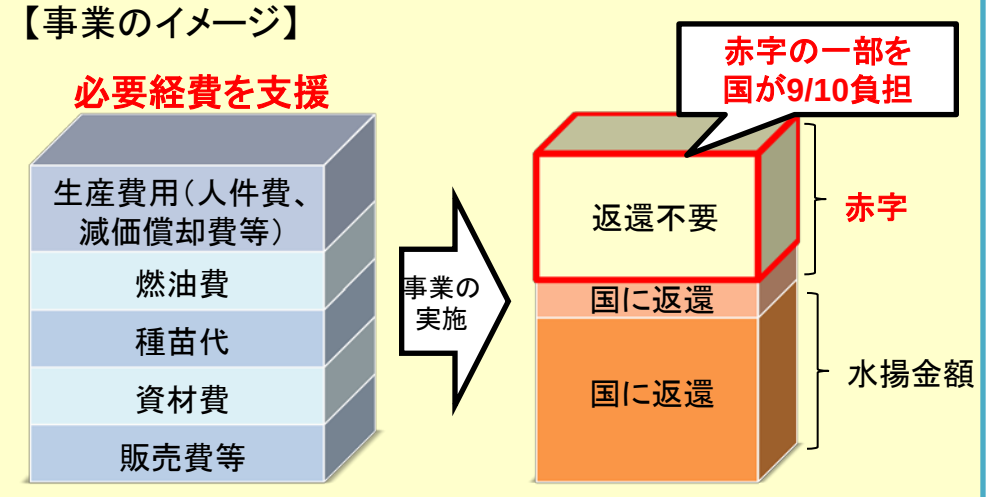


【がんばる養殖業復興支援事業】

【事業概要】

地域で策定した復興計画に基づき、養殖業の復興を推進するため、5年以内の自立を目標とした共同化による生産の早期再開に必要な経費（人件費、燃油代、氷代等）を支援。

【事業のイメージ】



【復興計画の認定状況】

- H27.6.30現在：認定115件（漁業：68隻及び24ヶ統、養殖：965経営体）
- H27.3月末時点での執行額：406億円

震災からの復興のため、人的な支援を実施

MAFF

- 農地・漁港の復旧をはじめとする東日本大震災からの復旧復興や、農地・森林の除染を速やかに進めるため、農林水産省職員を復興庁・環境省に出向させているところ。
- また、被災地における災害復旧工事の迅速・円滑な実施のため、平成23年度から、被災県からの支援要望に沿って、農林水産省及び他の都道府県等の専門職員を被災自治体に派遣。

【残された課題】

職員出向については、関係省庁等からの要請も踏まえ、継続的な人的支援を実施。

職員派遣については、来年度においても引き続き、被災地への人的な支援を行うこととしており、全国の都道府県等とも連携し、被災県からの支援要望に可能な限り応えられるよう調整。

農林水産省から復興庁等への出向状況 (H27年4月末現在)

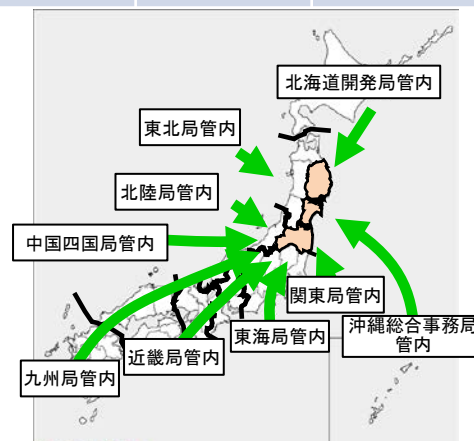
・復興庁 53名
 〃（非常駐） 59名

・環境省
 東北地方環境事務所 } 75名
 福島環境再生事務所 }
 指定廃棄物等処理チーム 7名
 （ほか非常駐1名）

・岩手・宮城・福島の自治体との人事交流
 計 20名
 （岩手県内9名、宮城県内6名、福島県内5名）

＜農林水産省及び都道府県等からの職員派遣（農林水産関係）＞
・農地・農業用施設や漁港・海岸等の災害復旧に係る査定及び復旧工事の設計書作成等の支援のため、農林水産省及び都道府県等の職員を被災地に派遣

	国	都道府県	市町村	計
農地・農業用施設	828	4,595	—	5,423人月
森林・林業関係	30	991	—	1,021人月
漁港関係	81	1,699	570	2,350人月



※平成27年6月末までの派遣実績

全国から被災地に技術者を派遣①

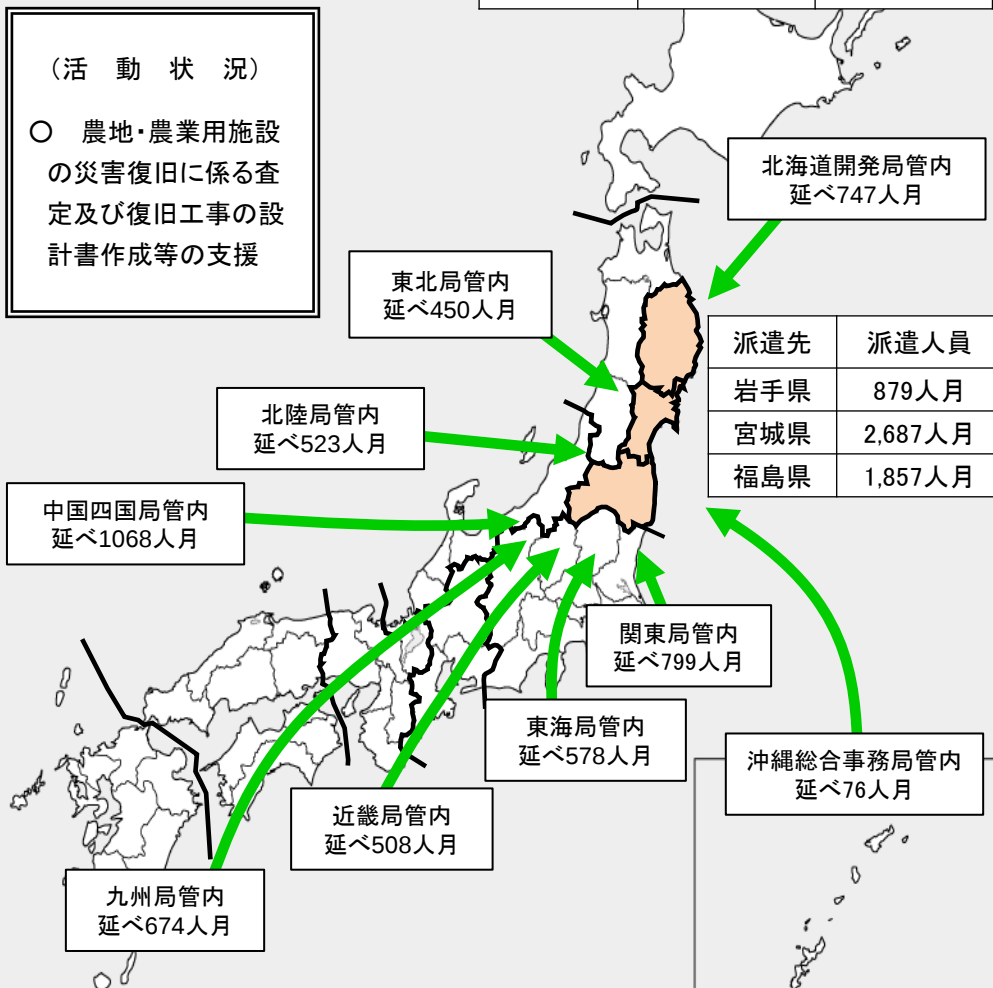
＜農林水産省及び都道府県等の職員派遣状況＞

農地・農業用施設関係

国	都道府県	計
延べ828人月	延べ4,595人月	延べ5,423人月

(活動状況)

- 農地・農業用施設の災害復旧に係る査定及び復旧工事の設計書作成等の支援



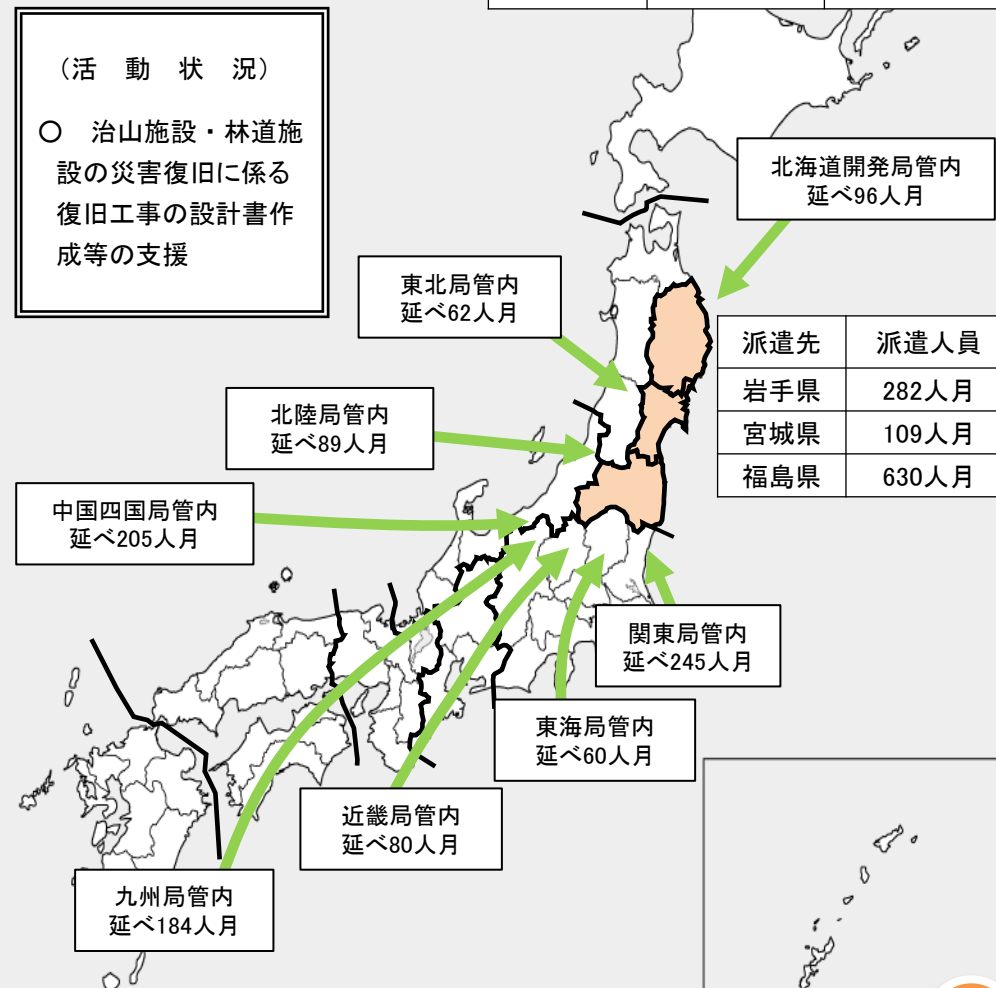
※平成27年6月末までの派遣実績

森林・林業関係

国	都道府県	計
延べ30人月	延べ991人月	延べ1,021人月

(活動状況)

- 治山施設・林道施設の災害復旧に係る復旧工事の設計書作成等の支援



※平成27年6月末までの派遣実績

全国から被災地に技術者を派遣②

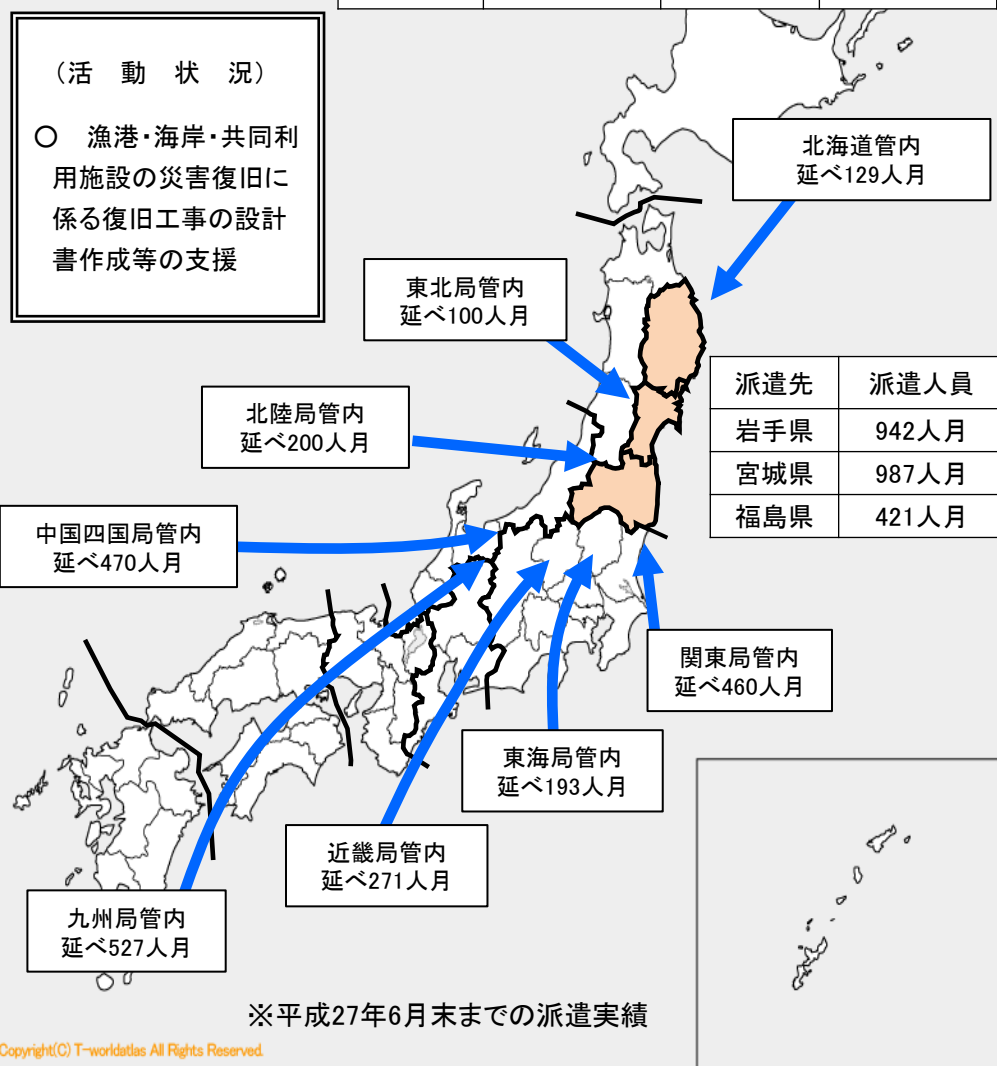
<農林水産省及び都道府県等の職員派遣状況>

漁港関係

国	都道府県	市町村	計
延べ81人月	延べ1,699人月	延べ570人月	延べ2,350人月

(活動状況)

- 漁港・海岸・共同利用施設の災害復旧に係る復旧工事の設計書作成等の支援



派遣先	派遣人員
岩手県	942人月
宮城県	987人月
福島県	421人月

<派遣職員の活動状況>

農地・農業用施設関係



関係機関との災害復旧工事に係る協議の様子



農地の災害復旧工事の現地測量作業の様子

森林・林業関係



防災林造成工事設計書作成の様子



防災林造成工事の出来形確認の様子

漁港関係



復旧工事現場との連絡調整の様子



防波堤復旧工事の出来形確認の様子

(参考)震災発生初期には、被災地域で不足していた食料品や配合飼料、燃料等を被災地に輸送

MAFF

被災地域への食料供給

- 今回の震災では、200社を超える食品メーカー等の協力の下、食料2,584万食、育児用調整粉乳5.3万缶、飲料762万本を調達。ピーク時には1日で約154万食分の食料を調達。
- 水産庁の漁業取締船等の計10隻が民間漁船と協力して海上から物資（食料、燃料日用品、医薬品）を輸送。



福貴浦漁港における水産庁漁業取締船による救援物資の引き渡し（宮城県石巻市）

被災地域の飼料不足への対応

- 工場の被災により、供給不足となった配合飼料の供給確保を支援するため、
 - ①飼料関係団体に対し、九州や北海道等からの配送（内航船運搬、トラック輸送）の要請、
 - ②備蓄飼料穀物（35万トン）の無償・無担保での貸付等を措置。
- H23年3～6月にかけて、他地域から約40万tの飼料が供給。



その他の応急対応

【資金調達の円滑化】

- 被災した農林漁業者等が資金を調達できるよう、円滑な融資等を関係団体に依頼。
- 農業共済掛金の払込期限等の延長・共済金の早期支払いに向けて共済団体に指導。

【排水設備の貸出】

- 農地等の湛水排除や応急的な取水に対応するため、災害応急用ポンプを地方農政局土地改良技術事務所から搬送し供用。宮城県、福島県、栃木県の3県で延べ90台を供用。

【手続きの簡素化】

- 救援活動等に最優先で取組めるよう、農業者戸別所得補償制度の申請期限等を延長。

【燃料用物資の供給】

- 東北森林管理局から大船渡市、陸前高田市、釜石市、大槌町等へ薪ストーブ113台を提供。
- 関係団体等の協力の下、宮城県、福島県へ木炭26t、木炭コンロ1,300個を供給。



災害応急用ポンプによる排水作業（宮城県名取市）

②原子力災害からの 復旧・復興

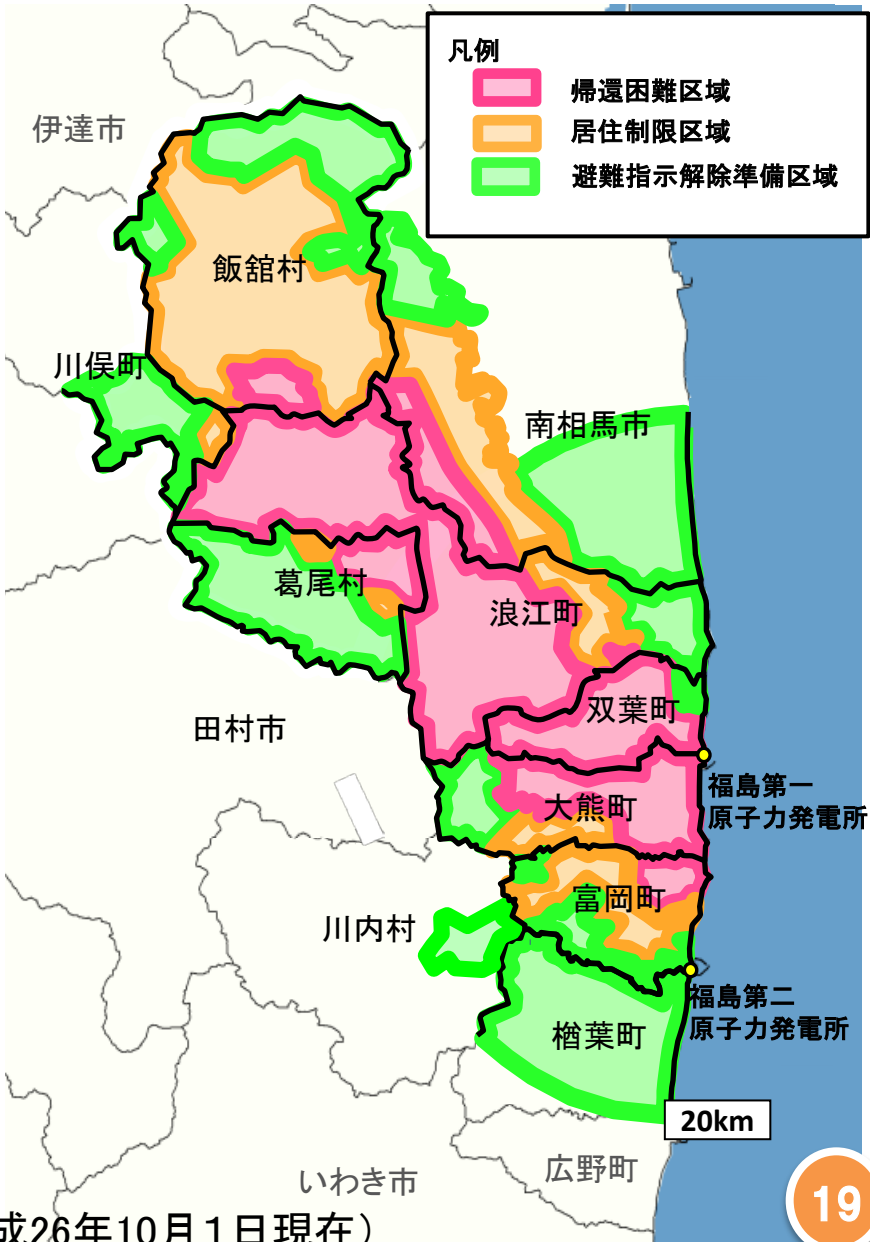
原子力発電所事故による警戒区域・避難指示区域の見直し

- 原子力災害対策本部は、原子炉の「冷温停止状態」の達成等により、発電所全体の安全性が総合的に確保されていると判断し、「警戒区域」及び「避難指示区域」の見直しを順次実施することを決定。(平成23年12月26日)
- その後、「警戒区域」又は「避難指示区域」を含む11市町村において順次、「警戒区域」を解除するとともに、「避難指示区域」を見直し、「避難指示解除準備区域」、「居住制限区域」、「帰還困難区域」を設定。川俣町の区域見直し(平成25年8月7日原子力災害対策本部決定)により、11市町村の区域見直しが全て完了。
- 川内村における、避難指示区域を、平成26年10月1日に①避難指示解除準備区域を解除、②居住制限区域を避難指示解除準備区域に見直し。(避難指示区域の解除は、田村市に続き2例目)

＜見直し後の避難指示区域の概要＞

区域名	概要
避難指示解除準備区域	年間積算線量が20ミリシーベルト以下となることが確実であることが確認された地域
居住制限区域	年間積算線量が20ミリシーベルトを超えるおそれがあり、住民に被ばく線量を低減する観点から、引き続き避難の継続を求める地域
帰還困難区域	5年間を経過してもなお、年間積算線量が20ミリシーベルトを下回らないおそれがある、現時点で年間積算線量が50ミリシーベルト超の地域

(参考) 経済産業省HP: <http://www.meti.go.jp/earthquake/nuclear/kinkyu.html>



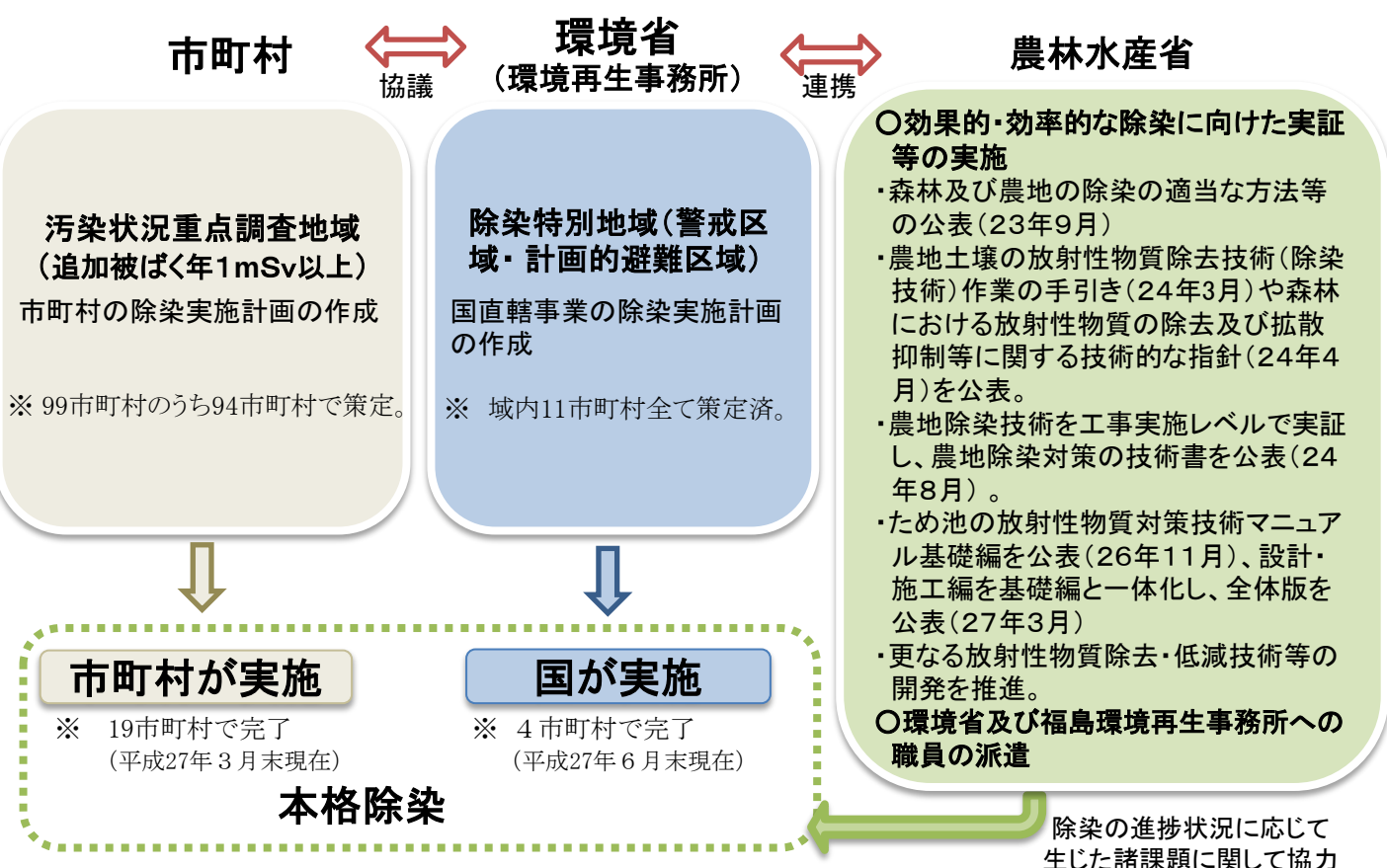
(平成26年10月1日現在)

環境省などと連携し、農地・森林を計画的に除染①

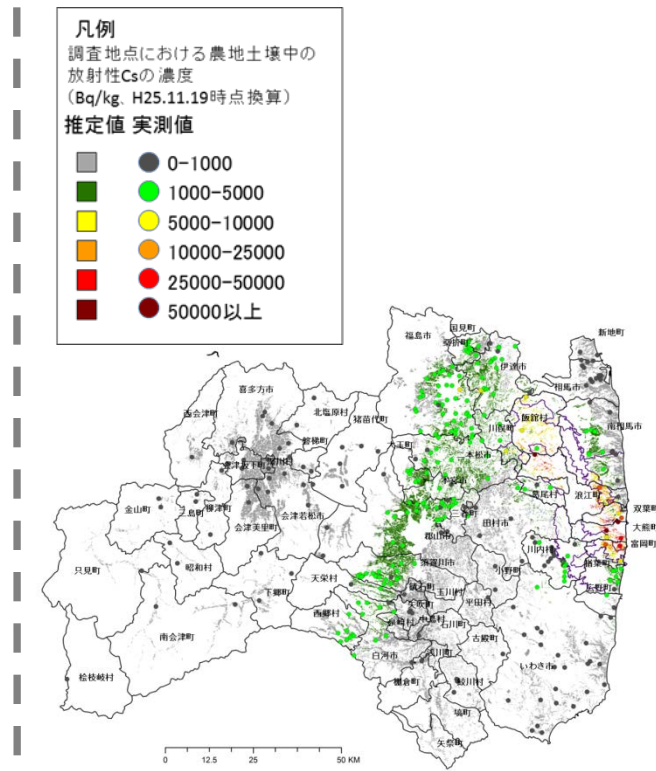
- 除染については、復興大臣の指揮の下、環境省や農林水産省などの関係省庁が連携して取り組み中。
- 当省は、農地・森林の効果的・効率的な除染に向けた技術開発等を推進。
- 今後とも、着実な除染の実施に向け、現場の課題に応じた除染技術の開発等を実施。

【残された課題】 個々の市町村の状況に応じ、復興と連携した除染の加速化・円滑化の推進。

◇ 環境省との連携による農地・森林の計画的な除染の推進



農地土壌の放射性物質濃度分布図(福島県)
(福島県:約340 地点)



平成26年10月17日 農林水産省公表

環境省などと連携し、農地・森林を計画的に除染②

- 国直轄除染地域(除染特別地域)については、平成25年12月に除染実施計画を見直し、農地や森林等についても現実的なスケジュールを設定。インフラ復旧や営農再開のスケジュール等に連動して、除染を実施。
- 除染の加速化・円滑化のため、当省においても環境省など関係機関と連携して取組を推進。

【残された課題】地元の意向を踏まえた中間処理及び最終処分体制の整備が重要。

◇ 国直轄除染地域の進捗状況

平成27年5月31日現在
(上段は実施率、下段は発注率)

	田村市	檜葉町	川内町	飯舘村	川俣町	葛尾村	大熊町	南相馬市	富岡町	浪江町	双葉町
宅 地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	99% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	14% (99.9%)	36% (100%)	14% (48%)	- (100%)
農 地	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	35% (100%)	25% (100%)	74% (100%)	100% (100%)	12% (65%)	6% (100%)	14% (35%)	- (100%)
森 林	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	44% (100%)	64% (100%)	99.9% (100%)	100% (100%)	44% (79%)	71% (100%)	26% (43%)	- (100%)
道 路	100% (100%)	100% (100%)	100% (100%)	27% (100%)	4% (100%)	35% (100%)	100% (100%)	6% (65%)	70% (100%)	22% (46%)	- (100%)

資料:環境省除染情報サイト

◇ 福島県における除去土壌等の推計発生量

(単位:万㎡)

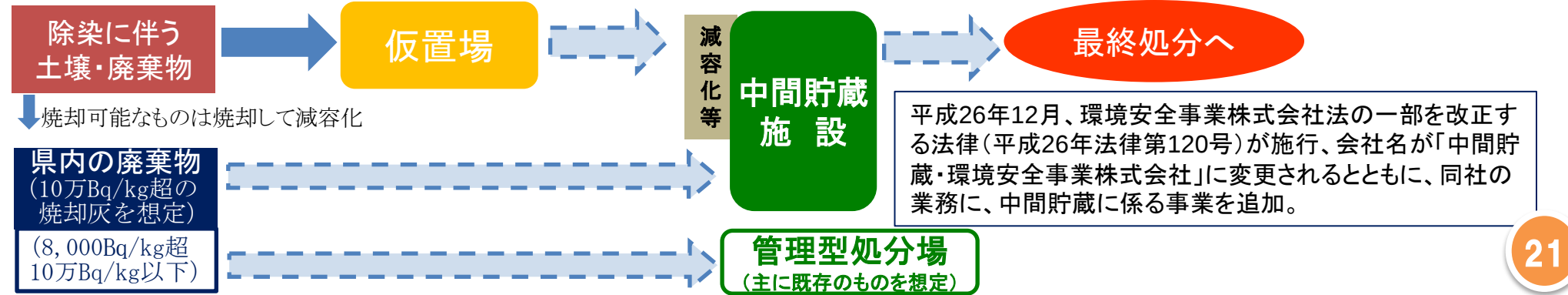
	国直轄		市町村		合 計	
	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物	土壌等	可燃物
●原発生量						
住居・施設等	69~98	24~33	728~800	14	797~898	38~47
農用地	478~718	106~148	150~154	24~25	628~872	130~173
森林(生活圏)	49~196	157~544	(住居・施設等を含む)		49~196	157~544
その他	34~49	1	28	9	62~77	10
小 計	629~1,061	287~725	906~982	47~48	1,535~2,043	334~773
合 計	917~1,786		953~1,029		1,870~2,815	
●減容化後発生量(可燃物の20%になると仮定)						
小 計	629~1,061	57~145	906~982	9~10	1,535~2,043	67~155
合 計	686~1,206		915~991		1,601~2,197	

資料:環境省「除去土壌等の中間貯蔵施設の案について」(平成25年12月)

注:①この表における農用地とは田、畑、牧草地・果樹園等のことである。

②このほか、中間貯蔵施設に搬入されることになる福島県内の指定廃棄物等(10万Bq/kg超の焼却灰と仮定)は、約2.1万t(約1.8万㎡)と推計。

【参考】福島県における除去土壌等の処理について (イメージ)



農地除染の実証事業で、放射性セシウム濃度の大幅な低下を確認

MAFF

- 現地のほ場における実証試験を踏まえ、土壌中の放射性セシウム濃度や地目に応じた農地土壌の除染技術の適用の考え方を提示(平成23年9月14日)。環境省の「除染関係ガイドライン(第2版)」に内容が反映(平成25年5月2日)。
- 確立された技術を着実に現場で導入するため、必要な用具や具体的な作業手順等を示した農地土壌の除染技術の手引き(平成24年3月2日)や、工事実施レベルでの実証を踏まえ施工上の留意点等を示した「農地除染対策の技術書」(平成24年8月31日)を公表。実証では、表土削り取りにより土壌の放射性セシウム濃度が8～9割減少するなどの効果を確認。

【残された課題】 被曝が懸念される高濃度汚染地域での除染が本格化することから、より安全で効率的な土壌除染技術体系の確立が必要。そのため、除草から除去土壌の袋詰めまでの一貫作業体系における作業時間や作業者の被曝量等のデータを収集し、作業マニュアルを提示する予定。

土壌の放射性セシウム濃度別適用技術

土壌の放射性セシウム濃度	適用する主な技術
～ 5,000 (Bq / kg)	反転耕、移行低減栽培(※)、表土削り取り(未耕起圃場)
5,000 ～ 10,000 (Bq / kg)	表土の削り取り、反転耕、水による土壌攪拌・除去
10,000 ～ 25,000 (Bq / kg)	表土削り取り
25,000 (Bq / kg)～	固化剤を使った表土削り取り

反転耕(畑、水田、牧草地)



移行低減栽培



カリウム肥料の施用

※ 作物による土壌中の放射性セシウムの吸収を抑制するため、カリウム肥料を施用する栽培方法。

水による土壌攪拌・除去(水田)



表土の削り取り(畑、水田、牧草地)



固化剤を用いた削り取り



芝・牧草のはぎ取り



避難指示区域等における農地・農業用施設等の復旧

- 避難指示解除準備区域の営農再開に向けて、農地・農業用施設等の災害復旧事業を迅速に実施。
- 県や市町村による農地・農業用施設等の災害復旧事業が迅速に進むよう支援。
- 農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施に向けた取組を推進。

【残された課題】居住制限区域における農地・農業用施設等の復旧準備と、帰還困難区域における農業用施設の保全。

これまでの主な取組

○ 農業用施設等の復旧

- 南相馬市の排水機場について、知事から要請を受け、直轄で復旧工事を実施中。
1機場は本格運転が可能。残り6機場は平成30年度までに段階的に復旧予定。
- 国営かんがい排水事業「請戸川地区」の大柿ダム、幹線用水路等について、直轄で復旧工事を実施中。
- 農地海岸については、県が復旧工事を実施中。

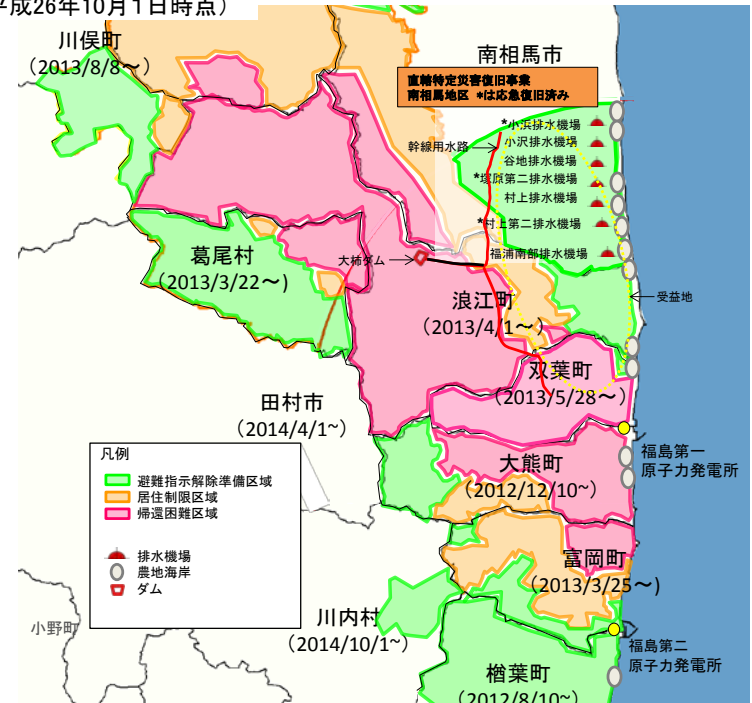


排水機場の復旧状況(谷地排水機場)

○ 農地の除染と区画整理等農地整備の一体的実施

- 関係機関からなる推進体制を整備し、モデル的に川俣町において農地の除染と農地整備を一体的に実施中。

(平成26年10月1日時点)



今後の主な取組

- 請戸川地区については、営農再開を踏まえ、段階的に復旧する方針。(早期の営農再開を希望する区域では、当面、地区内河川の自流を活用したかんがい用水確保を検討。)
- 県や市町村に対し復旧・整備の方針検討等の支援を推進。県や市町村は、それらの結果等を活用し、農地やため池等の災害復旧事業に順次着手。【福島農業基盤復旧再生計画調査】

ため池等の放射性物質による影響調査と対策を実施

- 福島県内のため池等について、営農再開・農業の復興の観点から、放射性物質の実態や利用・管理の支障状況等を踏まえ、放射性物質対策に取り組む。
- 市町村等が効果的かつ効率的に対策を実施できるよう、対策の考え方や調査・計画、設計・施工に係る手順・留意点等を「技術マニュアル」として取りまとめ公表（平成27年3月27日）。

【残された課題】避難指示区域の営農再開に向けて、更なる実態把握と影響に応じた必要な対策の検討及び実施。

ため池の放射性物質対策について

- 福島県内のため池等を対象に、放射性物質の実態を把握するとともに、ため池等の利用や管理に及ぼす影響を軽減するための対策を検討するため、各種調査を実施。
- これらの結果等を踏まえ、放射性物質により利用・管理に支障が生じているため池等については、その影響に応じて、放射性物質対策を講じ、営農再開・農業復興を推進することとしている。

【福島県内のため池の水質調査結果（平成26年度）】

水質の放射性セシウム濃度	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
検出下限値未満	2,234 (98%)	145 (97%)	74 (53%)
検出	53 (2%)	5 (3%)	65 (47%)
計	2,287	150	139
最高(Bq/L)	9	5	86

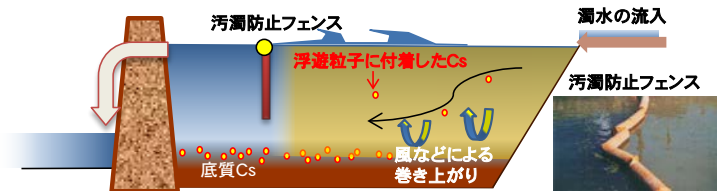
※1 検出下限値 ^{134}Cs : 1Bq/L、 ^{137}Cs : 1Bq/L

【福島県内のため池の底質調査結果（平成26年度）】

底質の放射性セシウム濃度 (乾重量あたり)	避難指示区域外	避難指示区域	
		避難指示解除準備	居住制限・帰還困難
～ 1千Bq/kg以下	665 (25%)	21 (13%)	2 (2%)
1千Bq/kg超 ～ 1万Bq/kg以下	1,570 (59%)	107 (65%)	26 (18%)
1万Bq/kg超 ～ 10万Bq/kg以下	409 (16%)	37 (22%)	81 (57%)
10万Bq/kg超 ～	3 (0%)	—	33 (23%)
計	2,647	165	142
最低(Bq/kg) ～ 最高(Bq/kg)	<20 ～ 220,000	13 ～ 69,000	150 ～ 690,000

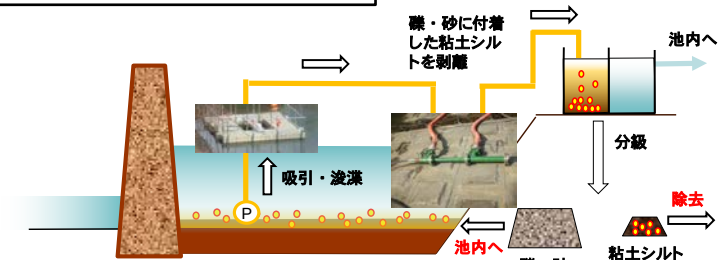
ため池の放射性物質対策工法の例

① 汚濁防止フェンスの設置等



・汚濁防止フェンスを設置することで、水面付近の流れを遮断し、放射性セシウムを含む濁水の懸濁物の沈降を促進するとともに、底質の巻き上がりを防止する

② 除去・減容化



・水中の底質を吸引後、エジェクターにて底質の細粒分を剥離し、さらにふるい分け・凝集沈殿により細粒分のみを取り出し、回収する。放射性セシウム濃度の低い粗粒分は池敷に戻す

汚染された農林業系廃棄物の一時保管・減容化等を推進

- 放射性セシウムに汚染された稲わら等農林業系廃棄物については、放射性物質汚染対処特措法に基づき、8,000 Bq/kg超は指定廃棄物として国(環境省)が、8,000 Bq/kg以下は一般廃棄物等として市町村等が処理。
- 農林水産省としては、中間処理・最終処分までの間、営農等に支障が生じないよう、また、風評被害の原因とならないよう、汚染稲わら等の一時保管等を推進。

【残された課題】指定廃棄物の長期管理施設の確保及び仮設焼却炉の設置など施設整備が重要。



- ・ 放射性物質の影響から、利用可能であるにも関わらず循環利用が寸断されている農業系副産物の循環利用体制の再生・確立を支援。
- ・ 地域林産物の流通安定化を図るため、樹皮(バーク)、ほだ木等の放射性物質被害林産物の処理費用等を支援。

【環境省】 *1: 指定廃棄物と8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物等を合わせて焼却処理する実証事業等を実施(鮫川村(運転中)、飯舘村蔵平(27年秋頃運転開始予定))

*2: 8,000 Bq/kg以下の農林業系廃棄物処理を支援(放射性物質汚染廃棄物処理事業:補助率1/2)

農林畜産物に含まれる放射性物質の低減対策の実施

MAFF

- 放射性セシウムの基準値を下回る農林畜産物のみが流通するよう、品目ごとの特性に応じて、放射性物質の低減対策、作付制限、吸収抑制対策や収穫後の検査等の取組を推進。
- 引き続き、生産現場の協力を得て、放射性物質の低減対策の徹底を図る。

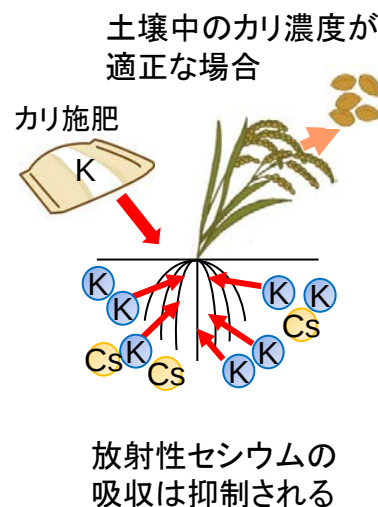
【残された課題】

基準を超過した農林畜産物が生産されないようにするため、必要な地域において適切な放射性物質の低減対策が講じられるよう、改めて徹底していく必要。

■ 米

- ・ 27年産米は、立入が制限されている帰還困難区域では、作付制限。
- ・ 農地の反転耕等による放射性物質の低減対策やカリ施肥による吸収抑制対策を実施。
- ・ きめ細かい検査の実施により、基準値を超過する米が流通しないよう取組。

カリ施肥による稲の吸収抑制対策



米の放射性セシウム検査



米の全袋検査(福島県全域で実施)

米の試験栽培

作付制限区域では、作付再開を目指して試験栽培を実施

■ 畜産物

- ・ 畜産物が食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、暫定許容値以下の飼料の給与など家畜の飼養管理を徹底。
- ・ 牛肉については、食品の基準値以下のもののみが流通するよう全頭検査・全戸検査を実施。

飼料の放射性セシウムの暫定許容値

	(Bq/kg)
牛・馬	100
豚	80
鶏	160

牧草地の反転耕作業の事例



家畜の飼養管理等の対応

- 飼料の放射性セシウムの暫定許容値以下の粗飼料(牧草等)を給与するなどの適切な飼養管理の徹底
- 暫定許容値以下の牧草生産が困難な牧草地の反転耕等による放射性物質の低減対策の推進

■ きのこと

- ・ きのが食品の基準値を超える放射性セシウムを含まないよう、きのこ原木等に含まれる放射性物質濃度の指標値を設定。
(きのこ原木:50 Bq/kg、菌床用培地:200 Bq/kg)
- ・ 指標値を満たすきのこ原木等の導入や、原木の洗浄など放射性物質による汚染を低減させる技術の普及等を通じて、食品の基準値以下のきのこ生産に取り組んでいるところ。

具体的な取組



きのこ原木・ほだ木の購入支援



放射性物質の防除施設
(ほだ木洗浄機械等)の整備

農林水産物に含まれる放射性物質の濃度水準は低下

- 農業生産現場における取組等により、農畜産物に含まれる放射性セシウム濃度の水準は低くなっており、基準超過の比率は年々低下。
- きのこと・山菜類、水産物では、基準値を超過したものがみられるが、超過割合は減少。

【残された課題】 基準を超過した農林水産物が流通しないよう、引き続き、これまでの検査結果などを踏まえ、必要な地域、品目について検査を実施。

農林水産物の放射性セシウム検査結果(17都県)(平成27年6月29日現在(米は7月9日現在)注1)

品 目	～23年度末 基準値 超過割合注2	24年度 基準値 超過割合注3	25年度 基準値 超過割合注3	26年度注3		27年度(～6月29日)注3		基準値超過品目
				基準値 超過割合	超過点数 (検査点数)	基準値 超過割合	超過点数 (検査点数)	27年度 (26年度)
米注4	2.2 %	0.0008 %	0.0003 %	0.00002 %	2 (1,100万)	—	—	— (米)
麦	4.8 %	0 %	0 %	0 %	0 (383)	0 %	0 (42)	—
豆 類	2.3 %	1.1 %	0.4 %	0.1 %	4 (3,458)	—	—	— (大豆)
野 菜 類	3.0 %	0.03 %	0 %	0 %	0 (16,712)	0 %	0 (3,326)	—
果 実 類	7.7 %	0.3 %	0 %	0 %	0 (3,302)	0 %	0 (400)	—
茶注5	8.6 %	1.5 %	0 %	0 %	0 (206)	0 %	0 (84)	—
その他地域特産物	3.2 %	0.5 %	0 %	0 %	0 (1,049)	0 %	0 (8)	—
原 乳	0.4 %	0 %	0 %	0 %	0 (1,846)	0 %	0 (354)	—
肉・卵 (野生鳥獣肉除く)	1.3 %	0.003 %	0 %	0 %	0 (188,304)	0 %	0 (50,767)	—
きのこ・山菜類	20 %	9.2 %	2.6 %	1.2 %	103 (8,557)	1.6 %	63 (3,820)	コシアブラ、タケノコ等10品目 (フキノトウ、タラノメ等13品目)
水 産 物	17 %	5.6 %	1.5 %	0.5 %	100 (20,922)	0.1 %	5 (5,231)	イワナ、ギンブナ、コイ、ヤマメ (アイナメ、シロメバル等20品目)
農林水産物計	3.4 %	0.02 %	0.005 %	0.002 %	209 (1,124万)	0.1 %	68 (64,032)	～23年度末検査総数:139,376点 24年度検査総数:1,059万点 25年度検査点数:1,130万点

(注1) 厚生労働省及び自治体等が公表したデータに基づき作成。「検査計画、出荷制限等の品目・区域の設定・解除の考え方」(原子力災害対策本部決定)で対象自治体としている17都県。ただし、水産物については全国を集計。米は7月9日現在。

(注2) 23年度末までの検査において基準値を超過した割合。基準値(平成24年4月～):100 Bq/kg(茶については浸出液で10 Bq/kg、原乳については50 Bq/kg。経過措置として、米と牛肉については平成24年9月30日、大豆については平成24年12月31日まで500 Bq/kg(暫定規制値))。なお、23年度末までの茶は、荒茶や製茶の状態では500 Bq/kg超のデータを集計(飲用に供する状態での放射性セシウム濃度は荒茶の概ね1/50)。

(注3) 穀類(米、大豆等)について、生産年度と検査年度が異なる場合は、生産年度の結果に含めている。

(注4) 福島県で行った23年度産の緊急調査、福島県及び宮城県の一部地域で24年度以降に行った全袋検査の点数を含む。

(注5) 24年度以降の茶は、飲料水の基準値(10Bq/kg)が適用される緑茶のみ計上。

避難指示区域等の営農再開に向けて除染後農地等の保全管理や作付実証等を支援

- 環境省の実施する農用地等の除染と連携して、農地、農業用施設の復旧等を実施。
- 農地の除染や農業者の帰還の進捗に合わせて、除染後農地等の保全管理や作付実証など営農再開に向けた条件整備を切れ目なく支援。

【残された課題】各市町村の課題を把握し、地域の実情に応じた取組を具体化。

■ 避難指示区域等の営農再開に向けた道筋

区域の復興計画・
除染実施計画づくり

地域の除染

営農再開に向けた条件整備

避難指示の解除
避難農家の帰還

営農の再開

【主な取組内容】

- 地域の状況に応じた農用地等の除染の実施（農用地、農業水利施設、畜舎等）
- 農地・農業水利施設、共同利用施設等の復旧
- 地域の農業再生に向けた計画づくり
- 除染後の農地、水路等の施設の補修・管理（除草、水路・けい畔等の補修、土づくり等）
- 鳥獣被害防止対策、放れ畜対策
- 稲等の実証栽培、牧草地の放射性物質の低減対策効果の確認
- 稲の作付再開、野菜等の出荷制限の解除、牧草の利用制限の解除
- 避難している農家の農地管理
- 新たな作物や栽培方法の導入（植物工場等）
- 放射性物質の吸収抑制対策
- 出荷開始（食品の検査の実施）
- 経営再開に向けた家畜導入

【主な支援内容】

- 農地土壌等の放射性物質による汚染状況の把握
- 農地等の除染技術、作物等への放射性物質移行低減技術の確立
- 国による基幹となる用排水施設の災害復旧
- 復旧を迅速に進めるための技術職員の派遣
- 農業水利施設の放射性物質調査の実施及び放射性物質対策の推進
- 営農再開を目的として行う一連の取組（除染後の農地の保全管理、作付実証等）に対する財政的支援

被災農家の営農再開を支援

MAFF

- 福島原発事故の影響により、生産の断念を余儀なくされた避難指示区域等においては、営農再開に向けた環境が整っておらず、農地の除染とあわせて、安心して営農ができる環境づくりに取り組まないと、農家の帰還や営農再開は期待できない状況。
- こうしたことから、福島県に基金を造成することにより、営農再開を目的として行う一連の取組を、農地の除染や住民帰還の進捗に応じて切れ目なく支援する。

【残された課題】

農地の除染や住民帰還の進捗に応じて、引き続き、除染後農地の保全管理、鳥獣被害防止対策、作付実証、農地の管理耕作等を推進する必要。

避難指示区域等

福島県内

(目的) 福島県において生産の断念を余儀なくされた農地のうち、平成29年度末までに農地面積の6割の営農再開を図る。

第1段階

○ 除染後農地等の保全管理

除染後から営農再開までの農地等における除草等の保全管理に対する支援

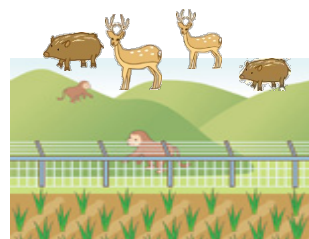


○ 鳥獣被害防止緊急対策

一斉捕獲活動の実施や大規模な侵入防止柵等の設置に対する支援

○ 放れ畜対策

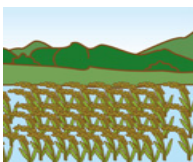
放れ畜捕獲のための柵の整備等に対する支援



第2段階

○ 営農再開に向けた作付実証

基準値を下回る農作物生産の確認等のための作付実証に対する支援



○ 水稻の作付再開支援

水稻の作付再開に必要な代かき等に対する支援

○ 避難からすぐに帰還しない農家の農地を管理耕作する者への支援

直ちに帰還しない農業者等の農地を受託し、一時的に行う管理耕作に対する支援

○ 収穫後の汚染防止対策

収穫後の農産物の農機具等を通じた再汚染の防止対策に対する支援



第3段階

○ 新たな農業への転換

経営の大規模化や施設園芸への転換等のために必要な機械・施設のリース導入等に対する支援

避難指示区域等の営農再開を後押し

放射性物質の吸収抑制対策

福島県産農産物の信頼回復を図るため、カリ質肥料の施用等の吸収抑制対策の実施を支援



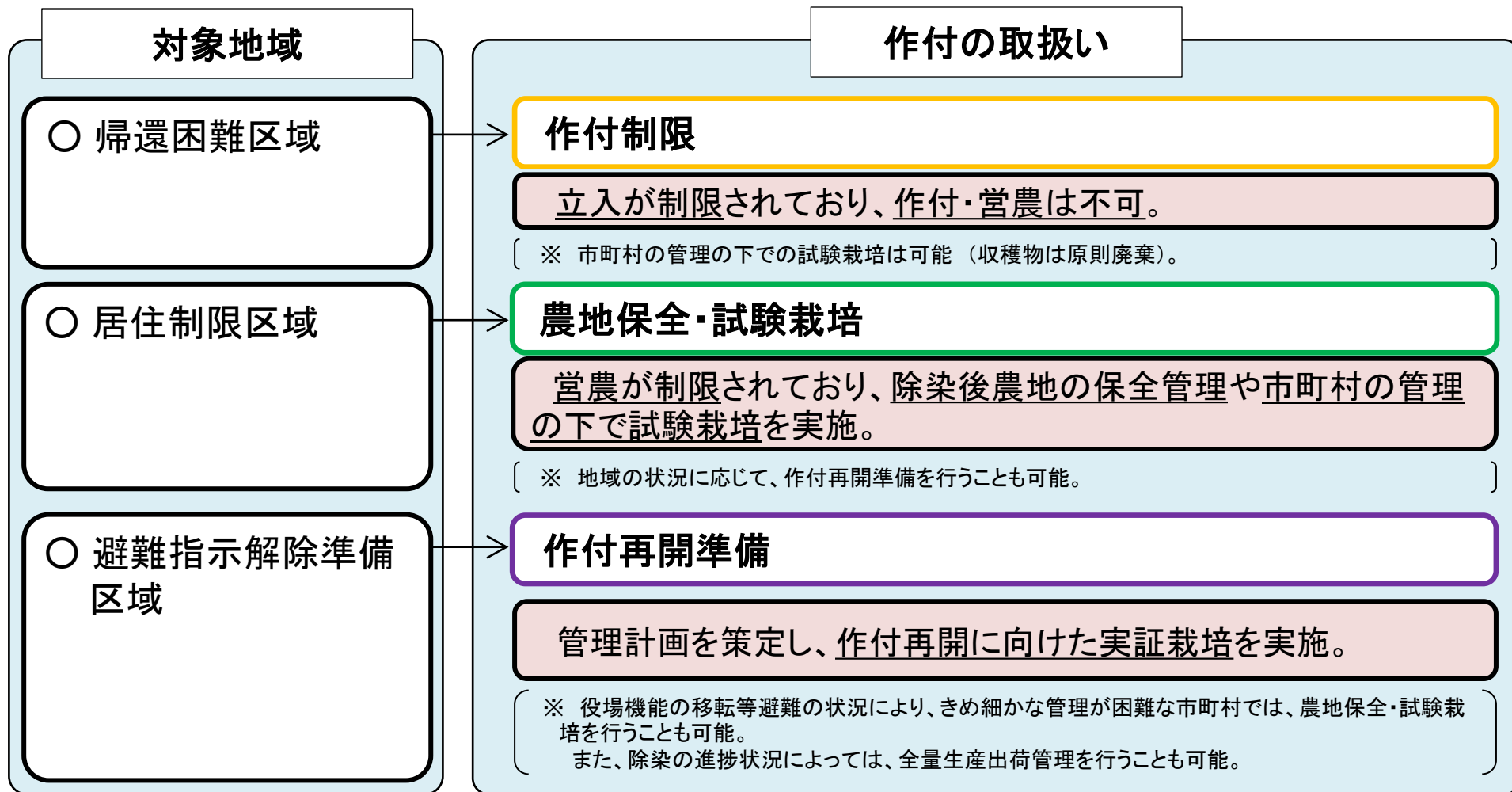
カリ質肥料

※その他特認事業を措置

避難指示区域等における稲の作付再開に向けた取組を推進

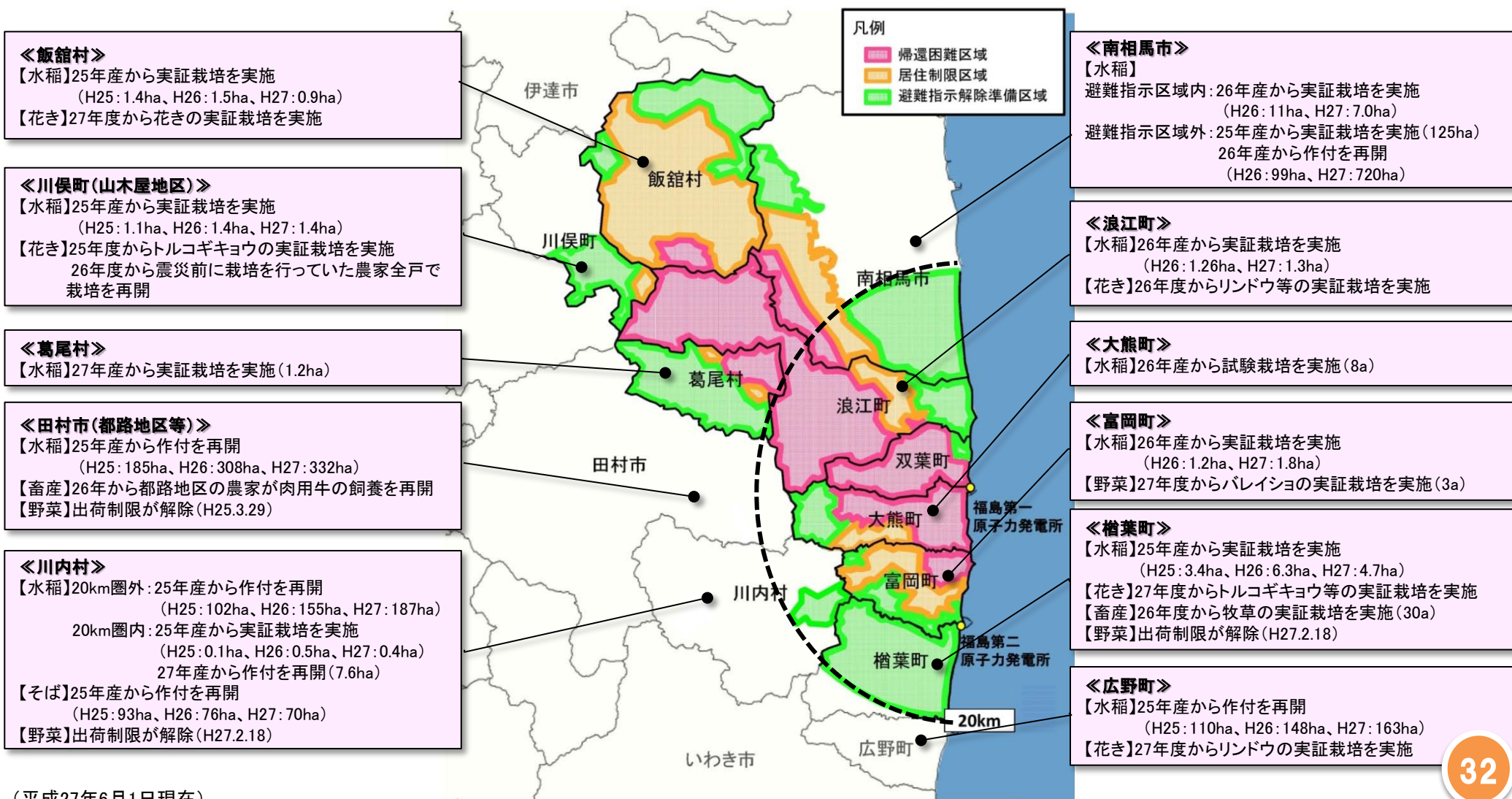
- 26年産米の検査結果や避難指示区域等の状況を踏まえ、27年産以降の「米の作付等に関する方針」を決定。避難指示解除準備区域については、作付再開に向けた実証栽培を進める作付再開準備区域に設定するなど、稲の作付再開に向けた取組を後押し。

【残された課題】 福島県営農再開支援事業等により作付再開に向けた取組をさらに後押ししていくことが重要。



避難指示区域等における営農再開の状況

- 南相馬市、広野町、川内村及び田村市の約1,400haで米の作付が本格的に再開。その他の地域でも米や花きの実証栽培等が開始されるなど、除染の進捗に応じて営農再開に向けた取組が進行。



産地の取組事例 ～あんぽ柿・トルコギキョウの出荷再開～

MAFF

- 原発事故により、江戸時代から続く福島県の特産品「あんぽ柿」が2年連続で加工自粛。柿の樹の放射性物質の低減対策、加工再開モデル地区の設定、非破壊検査機の開発等の取組を経て、平成25年12月に3年ぶりに出荷を再開。
- 川俣町山木屋地区では原発事故の影響によりトルコギキョウの栽培を停止していたが、順次栽培ハウスの除染を行い、栽培環境が整ったことから8戸の農家全てが揃って平成26年8月に4年ぶりに出荷を再開。

あんぽ柿の出荷再開

【安全な原料柿の確保】

25年初夏～秋にかけて、全ての原料柿生産者(約1,600戸)で幼果期検査を実施し、「加工再開モデル地区」を設定。加えて、収穫期には、地区内の園地で成果検査を実施し、加工可能な園地を特定。平成26年は、さらに「加工再開モデル地区」を拡大。

【非破壊検査機の開発】

高精度の非破壊検査機を導入し全量検査体制を構築したうえ、検査済の製品を出荷。

◆非破壊検査機



検査を合格した場合、トレー毎に検査済みシールを貼付

3年ぶりのあんぽ柿の出荷再開（25年12月）

【25年産】

関東地域を中心に約200トン（平年の約2割弱）を出荷。

【26年産】

25年産の約2.5倍の約500トンを出荷。



トルコギキョウの出荷再開

【復興への歩み】

営農再開にかける強い希望を受け、避難指示区域の見直し後には本格的に営農再開が図られるよう、平成25年、トルコギキョウ栽培グループのビニールハウス1棟を用いた試験栽培を実施し、26年から本格的に栽培開始。

24年12月：栽培試験用ハウスの除染

25年4月：試験的に栽培開始

26年4月：本格的に営農再開

8月：出荷開始



川俣町で栽培されたトルコギキョウ

4年ぶりのトルコギキョウ出荷再開（26年8月）

8月3日、川俣町主催の農業復興祭においてトルコギキョウの出荷式が行われ、関係者や町民が見守る中、トラックに満載されたトルコギキョウが4年ぶりに卸売市場に向け出発。



トルコギキョウが満載されたトラック（出荷式）

避難指示区域における放れ畜の現状と対策

MAFF

- 原発から半径20km圏内の旧警戒区域で放れている家畜について、福島県は、原子力災害対策本部長指示に基づき、捕獲を推進し、区域の復興を支援。
- 当省及び(独)家畜改良センターからは、延べ約5,400名を派遣し、県の捕獲作業等を支援。
- 平成26年1月末までに、牛約2,400頭、豚約3,400頭を捕獲(うち牛約1,700頭、豚全頭を処分)。これまでの巡回確認において放れ畜の形跡が認められないことから、県は2月末に全頭捕獲と判断。引き続き、巡回確認を実施。

【残された課題】

旧警戒区域内で継続飼養されている家畜に対する出荷や繁殖の制限、個体識別の徹底等の指導。

平成26年1月末に捕獲を終了



群れの捕獲に適した固定柵



少頭数の牛に適した移動柵

継続飼養農家への対応を推進

旧警戒区域内では、
5市町村、10戸で、
捕獲した家畜約580頭を
継続飼養中

(平成27年6月16日現在)



個体識別のためのマーキング実施

原子力災害対策本部長(総理)指示
(平成24年4月5日)に基づく対応

- 旧警戒区域内に放れている家畜については捕獲を進め、原則として所有者の同意を得た上で、家畜に苦痛を与えない方法(安楽死)による処分を実施。
- 通いが可能となった農場において継続飼養を望む場合は、①当該家畜の子孫も含めた出荷・移動・繁殖の制限、②個体識別の徹底、③隔離飼養などを、所有者に対して徹底して行うよう要請した上で、当該家畜を引き渡す。

間伐等の森林整備と放射性物質対策の一体的な推進により、林業再生に向けた取組を支援

○ 被災地の森林・林業の再生を図るため、汚染状況重点調査地域等の放射性物質による影響のある森林を対象に、県・市町村等の公的主体による間伐等の森林整備と放射性物質対策（放射性物質の付着した枝葉の処理や木柵等への利用による拡散抑制など）を一体的に推進する実証事業を実施。

【残された課題】 市町村、地域住民等の理解に基づく本対策の計画的かつ着実な実施。

公的主体による森林整備と放射性物質対策を一体的に推進

○実証地選定のための森林調査等

- ・実証地の選定のための森林の放射線量等の調査
- ・作業計画の検討のための実証対象森林の調査
- ・森林所有者への説明・同意取付等を実施。



概況調査等



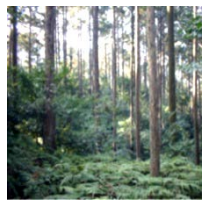
同意取付

○公的主体による森林整備

放射性物質の影響等で所有者自らでは整備を進めがたい森林について、県・市町村等の公的主体による間伐等を実施。



間伐等の適切な森林整備



○放射性物質対策の実証

放射性物質への影響に対処するため、
・森林整備に伴い発生する枝葉等の破碎、梱包、運搬
・木質バイオマス関連施設において利用するためのバグフィルタ、焼却灰保管施設等の整備等の実証的な取組を実施。



破碎等の実証



熱供給施設等での利用

福島県及び34市町村で全体計画等の策定を進め、森林整備等を実行中。



間伐、作業道整備後



木柵工の設置



枝葉の集積作業

放射性物質検査の結果を踏まえつつ、試験操業・販売を進め、漁業の再生に向けた取組を支援

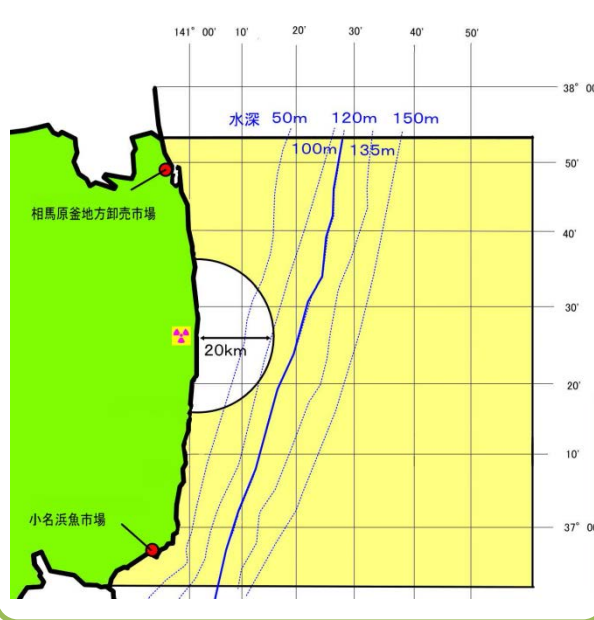
- 福島県沖における操業自粛が長期化する中、平成24年6月下旬から、放射性物質の値が低い海域・種について試験的な操業・販売を実施(順次、漁業種類・対象種・海域を拡大)。
- 引き続き、協議会等における検討に参画し、漁業再開に向けた試験操業の取組を支援するとともに、放射性物質の汚染源や、水生生物に取り込まれる経路の解明等を実施。

【残された課題】 試験操業の実施を通じた本格操業の再開。

◆福島県における漁業再開に向けた取組 ～販売を伴う試験操業の拡大～

- ◎ 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウムが基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、福島県地域漁業復興協議会及び福島県下漁業協同組合長会で協議し、試験操業対象種として決定(試験操業対象漁業種類・海域についても同様)。
- <相馬・双葉地区> ○ 平成24年6月から底びき網漁船により、3種に絞った試験操業・販売を開始。
- <いわき地区> ○ 平成25年10月より底びき網漁業による試験操業を開始。
- ➡ 安全性を確認した上で、対象種及び海域を順次拡大。
- 漁獲された水産物は、福島県内に加え、仙台、東京等の市場に出荷。

試験操業海域 平成27年6月30日現在

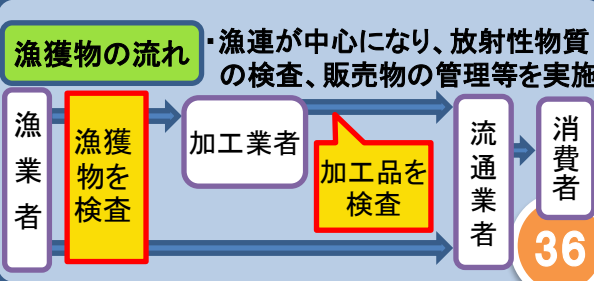


試験操業の漁業種類: 全8漁業種(平成27年6月30日現在)

底びき網漁業、刺網漁業、流し網漁業、沖合たこかご漁業、沿岸かご漁業、船びき網漁業、潜水漁業及び貝桁網漁業

試験操業の対象種: 全64種(平成27年6月30日現在)

- 【魚類39種】アオメエソ、アカガレイ、コウナゴ、シラス、マアジ、マイワシ、マガレイ、マサバ、マダラ等
- 【甲殻類8種】ガザミ、ケガニ、ズワイガニ、ベニズワイガニ、ホッコクアカエビ等
- 【イカ・タコ類7種】スルメイカ、マダコ、ミズダコ、ヤナギダコ、ヤリイカ等
- 【貝類8種】アワビ、シライトマキバイ、ホッキガイ等
- 【その他2種】オキナマコ、キタムラサキウニ



(参考)試験操業海域の変遷

- 福島県によるモニタリング検査で、放射性セシウム の値が基準値以下の状態が一定期間続いていることを確認した上で、放射性物質の値が低い海域・種について順次、漁業種類、対象種、海域を拡大しつつ、試験的な操業・販売を実施。

試験操業における漁業種類別漁場拡大の経過

漁法	魚種	承認月日	相双地区	いわき地区	備考
底びき網	ミズダコ等	H24.6.18	①	—	
		H24.10.19	①～②	—	
		H25.2.18	①～③	—	
		H25.5.24	①～④	—	
		H25.8.28	①～④	⑤	
		H25.12.25	①～⑥		南北漁場の統合
		H26.8.25	⑦		
沖合タコカゴ	ミズダコ等	H24.7.12	①	—	
		H25.6.24	①、②の内ロラン2400以北	—	
		H26.5.29	①～⑥の内北緯37度18.9分以北	—	
船びき網	コウナゴ	H25.3.27	A	—	
	シラス	H26.2.25	A	B	
固定式さし網	イシカワシラウオ	H26.2.25	A	B	
	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
沿岸カゴ	ヒラツメガニ等	H26.5.29	—	B	
潜水	アワビ	H26.4.25	—	B	
貝桁網	ホッキガイ	H26.5.29	—	B	
流し網	マイワシ等	H26.5.29	第一原発半径20kmを除く北緯37度10.8分以北		—

食品中の放射性物質対策のリスクコミュニケーション

MAFF

- 風評被害への対応については、「原子力災害による風評被害を含む影響への対策タスクフォース」において、政府全体で包括的に対応しているところ。26年6月に、風評対策の強化を図るため、取り組むべき施策を体系的に整理し、新たに3つの強化指針を定めた「風評対策強化指針」が取りまとめられた。
- 農林水産物の風評被害払拭については、科学的な見地に基づいて正確でわかりやすい情報提供と丁寧な説明を行うことが重要。食品中の放射性物質の検査結果や農林水産現場での取組等を、関係省庁等と連携し、ホームページや広報資材を活用し、幅広く発信しているところ。
- 関係府省庁（内閣府食品安全委員会、消費者庁、厚生労働省、農林水産省）は連携して、食品中の放射性物質に関するリスクコミュニケーションに重点的に取り組んでおり、26年度は、意見交換会を全国で6回（うち被災県において3回）開催。

【残された課題】 消費者庁の調査によれば、被災地産品の購入・摂取をためらう人が一定程度存在。引き続き、丁寧に情報発信・意見交換を続けていくことが必要。

「風評対策強化指針」（平成26年6月23日）のポイント

強化指針1 風評の源を取り除く

- (1) 被災地産品の放射性物質検査の実施
- (2) 環境中の放射線量の把握と公表

強化指針2 正確で分かりやすい情報提供を進め、風評を防ぐ

放射線に関する情報提供及び国民とのコミュニケーションの強化

強化指針3 風評被害を受けた産業を支援する

- (1) 被災地産品の販路拡大、新商品開発等
- (2) 国内外からの被災地への誘客促進等

食品中の放射性物質対策に関する リスクコミュニケーションの開催



4府省庁連携 意見交換会 ＜平成26年度開催分＞

開催日	開催場所
平成26年8月25日	京都府京都市
平成26年12月10日	神奈川県横浜市
平成26年12月17日	岩手県盛岡市
平成27年1月15日	宮城県仙台市
平成27年1月23日	長野県長野市
平成27年2月12日	福島県いわき市



ポスター・リーフレット

「食べて応援しよう！」～被災地産食品の利用・販売を推進～

MAFF

- 「食べて応援しよう！」のキャッチフレーズの下、生産者、消費者等の団体や食品産業事業者等、多様な関係者の協力を得て、被災地産食品の販売フェアや社内食堂等での積極的利用の取組を推進。(23年4月～)
- 農林水産省・経済産業省の連名で流通業界団体、経済団体に対し、工芸品を含めた被災地産品の販売促進を依頼する文書を発出。(24年8月、25年6月)
- また、食品産業団体、都道府県、大学等に対しても、依頼文書を発出。(24年8月、25年6月、26年8月)
- 全府省庁の食堂・売店において、積極的に被災地産食品を利用・販売。
- 福島県産農産物については、産地と連携しつつ出荷時期に合わせて効果的にPRを行う取組を支援。

【残された課題】 今後とも、消費者庁等との連携を強化しつつ、被災地産食品の利用・販売を一層推進。



「食べて応援しよう！」とは、被災地やその周辺地域で生産・製造されている農林水産物・食品(被災地産食品)を積極的に消費することで被災地の復興を応援する運動



これまでの取組：
うち被災地産食品販売フェア等：
社内食堂等での食材利用：
(23年4月～27年6月までの間)

1119件
812件
207件



4大使による「日本橋ふくしま館 MIDETTE」訪問(27年1月 東京都)



セブン&アイホールディングスによる「東北かけはしプロジェクト」(27年3月)



県庁食堂で東北応援メニューを提供(26年11月 三重県)



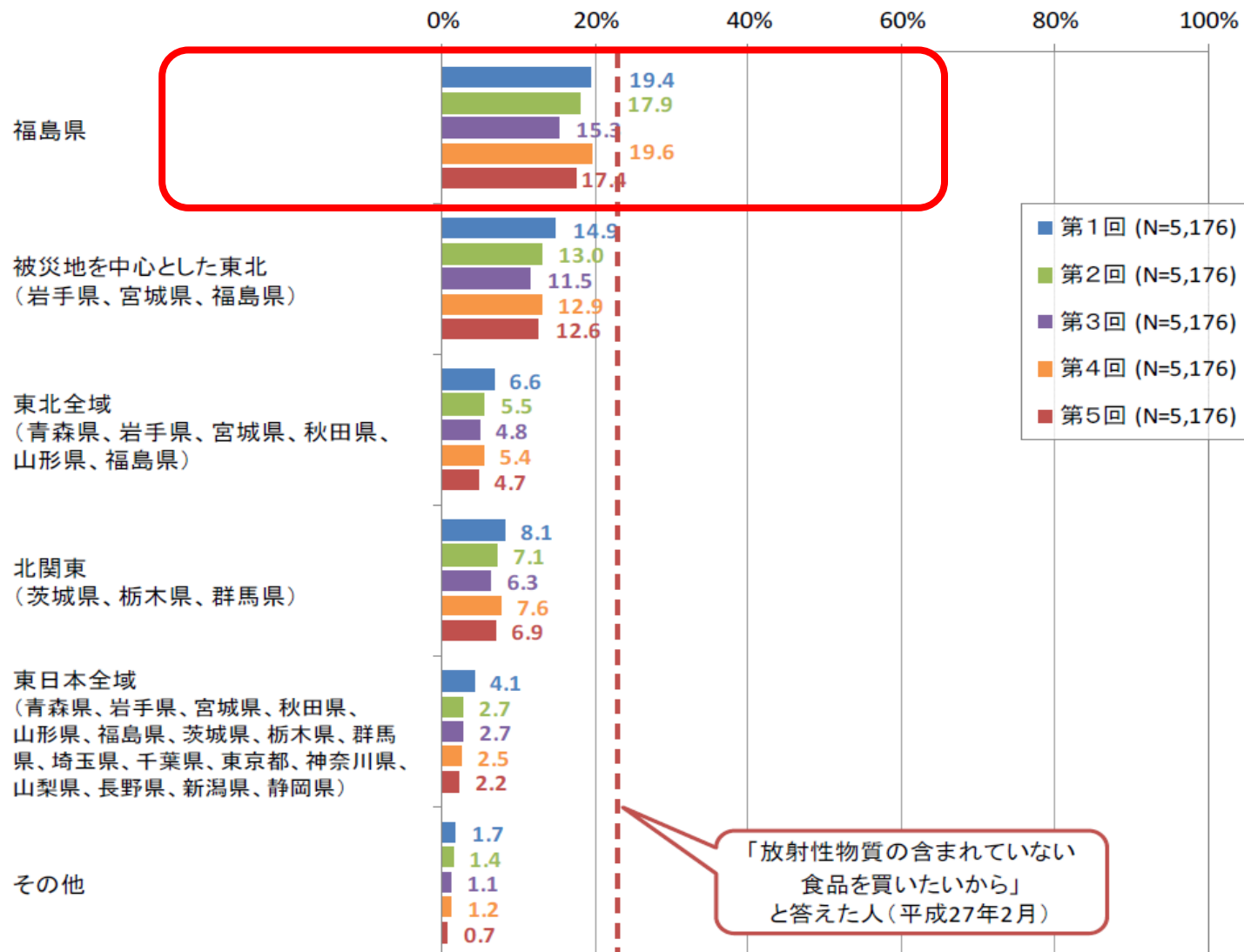
相模原市職員生協売店にて飲料・菓子等を販売(26年11月)

【参考】

消費者庁の実態調査によると、食品を買うことをためらう産地を「福島県」と回答した人は、第5回調査では前回調査よりも減少。(19.6%→17.4%)

食品を買うことをためらう産地

(消費者庁：食品中の放射性物質等に関する意識調査(第5回)結果より抜粋)



第1回：平成25年2月
第2回：平成25年8月
第3回：平成26年2月
第4回：平成26年8月
第5回：平成27年2月

円滑に賠償金が支払われるよう、東京電力に対する働きかけ

MAFF

- 農林水産省では、農林水産関係の被害者の早期救済の観点から、東京電力に対し、中間指針等に基づく賠償金の適切な支払いを求めているところ。
- 農林水産関係では27年6月30日までに、合計約7,160億円の請求に対し、約6,682億円を支払い(約93%)※。

※ 27年6月30日現在、農林漁業者等の請求・支払い状況について、関係団体等からの聞き取りにより把握できたもの。

【残された課題】被害者等と東京電力が協議中の事項について、東京電力に適切に対応するよう働きかけ。

中間指針の概要(農林漁業等に関する主な内容)

政府等による農林水産物の出荷制限指示等に係る損害

- 農林水産物・食品の出荷・作付・その他の生産・製造・流通に関する制限及び検査について、①政府による指示等、②地方公共団体が合理的理由に基づき行うもの、③地方公共団体が関与し、生産者団体が合理的理由に基づき行うもの、に伴う農林漁業者その他の指示等対象者の損害(減収・追加的費用等)は対象

いわゆる風評被害

原則として事故と相当因果関係がある損害として、以下の類型を記載。

○農林漁業

【農産物(茶・畜産物を除き、食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、岩手、宮城

【茶】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、神奈川、静岡、宮城、東京

【林産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、埼玉、青森、岩手、宮城、東京、神奈川、静岡、広島(広島はしいたけのみ)

【畜産物(食用に限る)】福島、茨城、栃木、岩手、宮城、群馬(岩手、宮城、群馬は牛乳・乳製品のみ)

【牛肉(セシウム汚染牛肉関係)】北海道、青森、岩手、宮城、秋田、山形、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、新潟、岐阜、静岡、三重、島根 (他の都道府県で同様の状況が確認された場合は同様に扱われる)

【水産物(食用・餌料用に限る)】福島、茨城、栃木、群馬、千葉、北海道、青森、岩手、宮城

【花】福島、茨城、栃木 【家畜の飼料及び薪・木炭】福島、岩手、宮城、栃木

【家畜排せつ物を原料とする堆肥】福島、岩手、宮城、茨城、栃木、千葉

【その他の農林水産物】福島

○農産物加工・食品製造業

○農林水産物・食品の流通業

○輸出

原発事故による諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃の動き

MAFF

○ 原発事故に伴い諸外国・地域において強化された輸入規制は、政府一体となった働きかけの結果、オーストラリア、タイの輸入規制の完全撤廃等、徐々にではあるが、規制緩和・撤廃される動き。

【残された課題】 輸入規制を維持している諸外国等に対して、関係省庁等と連携して、我が国がとっている措置や検査結果のデータの正確な情報提供等をもとに、引き続き規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

規制措置が完全撤廃された例

撤廃された年月	国名
2011年6月	カナダ
〃	ミャンマー
2011年7月	セルビア
2011年9月	チリ
2012年1月	メキシコ
2012年4月	ペルー
2012年6月	ギニア
2012年7月	ニュージーランド
2012年8月	コロンビア
2013年3月	マレーシア
2013年4月	エクアドル
2013年9月	ベトナム
2014年1月	オーストラリア
2015年5月	タイ ※一部の野生動物肉を除く

最近の輸入規制緩和の例

緩和された年月	国名	緩和の主な内容
2013年 4月	シンガポール	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
〃	ロシア	輸入停止(6都県)→検査証明書添付で輸入可能(6都県)
2013年 6月	EU	検査証明書の対象品目が縮小
2013年10月	ブルネイ	輸入停止(8都県)→検査証明書添付で輸入可能(7都県)
2014年 4月	EU	検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小
2014年 5月	イスラエル	輸入時モニタリング検査の対象県が縮小 (47都道府県→8県)
2014年 7月	シンガポール	輸入停止(福島県)→産地証明書添付で輸入可能(福島県の一部除く) 検査証明書の対象地域及び対象品目が縮小(8都県→3県)
2014年11月	サウジアラビア	検査証明書等添付で輸入可能(47都道府県)
2014年12月	バーレーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
〃	米国	検査報告書(3県)の対象品目が縮小
〃	オマーン	検査報告書(47都道府県)→輸出実績証明書で輸入可能
2015年2月	ブルネイ	輸入停止(福島県)→検査証明書添付で輸入可能(一部品目を除く) 検査証明書(福島県以外)→産地証明書(福島県以外)
2015年3月	米国	輸入停止(福島県他3県)→解除(一部の品目、証明書添付不要) 検査報告書(3県)の対象品目が縮小
2015年4月	米国	輸入停止(福島県他2県)→解除(一部の品目、証明書添付不要)
2015年5月	米国	輸入停止(福島県)→解除(一部の品目、証明書添付不要)

諸外国の食品等の輸入規制の緩和・撤廃に向けた働きかけ

MAFF

○ 現在、主な輸出先である香港、台湾、中国及び韓国を重点として、規制の緩和・撤廃を申し入れ中。

【残された課題】 引き続き香港、台湾、中国及び韓国を重点として規制緩和・撤廃に向けて働きかけを実施。

○主な輸出先国の輸入停止措置の例（平成27年6月末現在）

輸出先国・地域	輸出額 (平成26年) ※括弧内は 輸出額に占 める割合	輸入停止措置対象県	輸入停止品目
香港	1,343億円 (22.0%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	野菜・果実、牛乳、乳飲料、粉ミルク
米国	932億円 (15.2%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
台湾	837億円 (13.7%)	福島、茨城、栃木、群馬、千葉	全ての食品（酒類を除く）
中国	622億円 (10.2%)	宮城、福島、茨城、栃木、群馬、埼玉、千葉、 東京、新潟、長野	全ての食品、飼料
韓国	409億円 (6.7%)	日本国内で出荷制限措置がとられた都県	日本国内で出荷制限措置がとられた品目
		青森、岩手、宮城、福島、茨城、栃木、群馬、 千葉	水産物

(*) 中国については、「10都県以外」の「野菜、果実、乳、茶葉等」については、放射性物質検査証明書の添付による輸入が認められているが、証明書の様式が合意されていないため実質上輸入停止。